

# 目 次

## ○第1号（11月30日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	4
日程第 4 議案第73号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第 5 議案第74号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第 6 議案第75号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第 7 議案第76号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について	10
日程第 8 議案第77号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	18
日程第 9 議案第78号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について	19
日程第10 議案第79号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	21
日程第11 議案第80号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	23
日程第12 議案第81号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について	24
日程第13 議案第82号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算	

(第2号) について	25
日程第14 請願・陳情について	27
散 会	27

### ○第2号（12月4日）

議事日程 第2号	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	30
欠席議員	30
説明のため出席した者	30
事務局職員出席者	30
開 議	31
日程第 1 一般質問について	31
◇村上慎一君	31
◇松井保夫君	43
◇蜂巢 實君	56
◇川田敏彦君	65
◇早坂 通君	77
散 会	89

### ○第3号（12月11日）

議事日程 第3号	91
本日の会議に付した事件	91
出席議員	92
欠席議員	92
説明のため出席した者	92
事務局職員出席者	92
開 議	93
日程第 1 議案第83号 榛東村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	93
日程第 2 議案第84号 榛東村消防団員に係る退職報償金の支給に関する条 例を廃止する条例の制定について	94
日程第 3 議案第85号 榛東村介護給付費準備基金条例の一部を改正する条	

	例の制定について	9 5
日程第 4	議案第 8 6 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	9 7
日程第 5	議案第 8 7 号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について	9 9
日程第 6	議案第 8 8 号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定について	1 0 0
日程第 7	総務産業建設常任委員会に付託の請願第 1 号について	1 0 1
日程第 8	文教厚生常任委員会に付託の陳情第 7 号について	1 0 2
日程第 9	文教厚生常任委員会に付託の陳情第 8 号について	1 0 3
日程第 1 0	委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）	1 0 4
日程第 1 1	委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）	1 0 4
日程第 1 2	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	1 0 4
日程第 1 3	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	1 0 4
日程第 1 4	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について	1 0 4
日程第 1 5	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	1 0 4
日程第 1 6	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について	1 0 5
日程の追加		1 0 6
追加日程第 1	発委第 6 号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員 の地位・待遇改善を求める意見書の提出について	1 0 6
議長挨拶		1 0 7
閉 会		1 0 7

平成30年第4回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

11月30日(金)

# 平成30年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

---

平成30年11月30日（金曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成30年11月30日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第73号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第74号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第75号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第76号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 8 議案第77号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第78号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第79号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第80号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第81号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第82号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 請願・陳情について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（13名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	7番	高 田 清一 君
8番	清 水 健一 君	9番	枡 井 保夫 君
10番	小 山 久利 君	11番	山 口 宗一 君
12番	岸 昭勝 君	13番	早 坂 通 君
14番	南 千晴 君		

### 欠席議員（1名）

6番 小野関 治 義 君

---

### 説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直 美 君
総 務 課 長	清 村 昌 一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘 行 君
税 務 課 長	岩 田 彦 一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正 子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏 記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦 夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠 一 君
会 計 課 長	浅 見 英 一 君	教 育 課 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢 一 君		

---

### 事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 邦 守 書 記 志 岐 英 代

## ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

朝夕の冷え込みが一層厳しくなり、本村から見える夜景もより輝きを増す季節となりました。

さて、今月27日に告示された昭和村議会議員選挙では、議員定数12人に対して立候補者が9人にとどまり、公職選挙法の規定により再選挙が決定しました。県内で定数割れによる再選挙は初めてということですが、再選挙の際、立候補者がいなければ、選挙が繰り返される可能性もあります。

このように議員のなり手不足が深刻化している中、全国町村議会議長会では、今月21日、東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興と大規模災害対策の確立、地方創生のさらなる推進、分権型社会の実現と道州制導入反対、町村財政の強化、議会の機能強化及び議員のなり手確保など34の要望を決定し、要望事項、決議、特別決議の実現のため、政府・国会に対し要請活動を行いました。

また、群馬県町村議会議長会においても、今月20日、平成30年第3回榛東村議会定例会において議決された、群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認に関する要望をはじめ、多様な人材を確保するための環境整備に関する要望など9項目について、本年度重点要望事項として群馬県関係国会議員に提出したところです。

我が国の地方自治制度の基本は議会制民主主義であり、議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすためには、より幅の広い層の住民が議員として参画することが求められています。

全国を見ると、住民の議会への参加を積極的に推進している自治体も多く見受けられます。これら先駆議会の取り組みも参考にしながら、将来、議員として地域づくりにかかわろうとする人がふえるよう、本議会においても住民の参加と開かれた議事を積極的に進めていくことが重要です。

慌ただししい師走を控え、議員の皆様におかれましては十分ご自愛の上、本定例会の議事が円滑に進捗し、適正妥当な議決に達せられますようお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成30年第4回榛東村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。

本日、小野関治義議員から病気療養のため欠席したいとの届け出がありましたので、本日の出席議員は13人です。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

3番蜂巢實議員、4番村上慎一議員を会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

## ◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第4回定例会の会期については、本日から12月11日までの12日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日から12月11日までの12日間と決定いたしました。

---

◇

## ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

①議案等の受理につきましては、本定例会開催に伴い、議案17件、請願2件、陳情1件を受理いたしました。

②例月現金出納検査の結果に関する報告でございますが、別添資料のとおり、平成30年8月から10月分の例月現金出納検査の結果でございます。詳細につきましては、後ほどご確認ください。

③渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり会議等が開催され、出席いたしました。

④群馬県町村議会議長会につきましては、記載のとおり会議が開催され、出席いたしました。

⑤全国町村議会議長会につきましては、記載のとおり会議が開催され、出席いたしました。

⑥議員派遣結果でございますが、記載のとおり派遣を行い、出席いたしました。

以上で議会関係の諸般の報告を終了いたします。

---

◇

## ◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで、村長より挨拶並びに本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。



先ほど議長から許可をいただきましたので、平成30年第4回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、議員各位の出席をいただきまして定例村議会が開会できますことに、まづもって心から感謝申し上げたいというように思います。

先月21日に開催いたしましたしんとう・村づくり祭は、2年ぶりに天候にも恵まれ、秋晴れのもと、友好都市等の首長あるいは議長を初め、防衛省、自衛隊、県の関係者など多数のご来賓の臨席を賜り、そして、何より多くの村民の皆様のお来場をいただきまして、成功裏に終わることができました。これは、ひとえに議員各位、農業委員をはじめ、村内外の関係者の皆様の絶大なるご協力のたまものであり、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、昨夜は、榛東中学校の体育館で開催されました住民支え合いマップづくりでは、約400名の村民の皆様が参加され、議員さんも多数参加されておりました。村民の皆様からは、議員さんも来てくれているんだとの声も聞かれました。本当にありがとうございました。この災害等の救助等のマップづくりについて、本当に村民も関心があるんだなというような思いをしたところでございます。

さて、本定例会に上程させていただく議案について、その概要をご説明申し上げたいと思います。

議案第73号は、職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、国家公務員に準拠した給与の改定を行おうとするものでございます。

第74号、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第75号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職員の給与改定に準じまして、期末手当の支給率の改定を行おうとするものでございます。

議案第76号から議案第82号までにつきましては、一般会計ほか6会計の補正予算で、給与費の改定による増額を行うほか、事業費の確定または確定見込み等により予算の増減を行おうとするものでございます。

議案第83号につきましては、職員の自己啓発等休業に関する条例について、条例で引用している法律が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議案第84号につきましては、消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例が、既に実質的な効力が失われていることから、これを廃止しようとするものでございます。

議案第85号は、介護給付費準備基金条例において定めている積み立ての額について、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第86号につきましては、群馬県の例規の一部改正に伴いまして、福祉医療費の支給に関する条例により定めている助成対象者等について、所要の改正を行うものでございます。

議案第87号から89号につきましては、村の施設の指定管理者の指定について議決をお願いするものでございます。

以上17議案を提出させていただきましたので、審議の上、可決いただくようよろしくお願い申し上げます。

げます。

会期は本日から12月11日までとただいま決定されました。本日から12日間、よろしくお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。これからもよろしくお願いいたします。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第73号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第73号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第73号について説明申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に準じまして、村職員の給与改定を行うものでございます。

議案書は2ページ、議案参考資料は1ページでございます。

この一部改正条例につきましては、施行日の異なる改正を行うため、2条立てとなっております。

初めに、第1条におきまして改正いたします第16条第1項で、宿日直手当につきましては、現行4,200円から4,400円に、また、18条第2項において定められております12月に支給する勤勉手当の支給率を0.05月引き上げる改定及び別表第1で規定されております給料表の改定を行うものでございます。

議案書7ページになります。

第2条におきましては、期末手当の支給月数について、12月期分を0.075月引き下げ、6月期分を同月数引き上げるもの、また、勤勉手当につきましては、12月期分を0.025月引き下げ、6月期分を同月数引き上げるものでございます。

議案参考資料2ページの中ほどに一般の職員の場合の期末・勤勉手当の支給月数の表がございます。平成30年度におきましては、6月の期末手当は1.225月、勤勉手当が0.9月、12月の期末手当は1.375月、勤勉手当が、改正後でございますが0.95月、年4.45月であるものを、平成31年度以降、期末・勤勉手当ともに6月と12月が同じ月数となるというものでございます。

議案書の7ページ、下のほうに附則がございます。

附則第1条第1項におきまして、改正条例第1条、宿日直手当の改定、12月期の勤勉手当の支給月数の改定、給料表の改定を行う部分につきましては、公布の日から施行すると。そして、改正条例第2条、期末・勤勉手当の支給月数を、6月、12月を同じ月数とする改正につきましては、平成31年4月1日から施行する旨を規定してございます。

第2項におきましては、宿日直手当及び給料表の改定は、本年4月1日にさかのぼって適用する旨の規定でございます。

次のページ、8ページになりますけれども、附則第2条におきましては、給料の引き上げ等の遡及適用に伴いまして、これまで改正前の条例により支給された給与は、改正後の条例による給与の内払いとする旨を規定してございます。

また、附則第3条は、この改正条例の施行に関し必要な事項は、規則へ委任する旨を規定してございます。

議案第73号の説明は以上でございます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第73号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第73号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第73号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第5 議案第74号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第74号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第74号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は10ページ、議案参考資料は14ページでございます。

一般職の職員の給与改定に準じまして、常勤特別職の期末手当支給率の改定を行おうとするものでございます。

この一部改正条例は、施行日の異なる改正を行うため、2条立てとなっております。

初めに、第1条におきまして、現行の12月の期末手当支給月数2.275月を0.05月引き上げ、2.325月とし、公布の日から施行するものでございます。

第2条におきまして、期末手当の支給月数につきまして、12月期分を0.1月引き下げ、6月期分を同月数引き上げるものでございます。こちらにつきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第74号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第74号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第74号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成11。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第75号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第75号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案第75号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は12ページ、議案参考資料は16ページでございます。

一般職の職員及び、ただいまお認めいただきました常勤特別職の給与改定に準じまして、議会議員の期末手当支給率の改定を行おうとするものでございます。

先ほどの常勤特別職の条例と同様、この一部改正条例につきましては、施行日の異なる改正を行うため、2条立てとなっております。

初めに、第1条におきまして、現行の12月の期末手当支給月数2.275月を0.05月引き上げ、2.325月とし、公布の日から施行するものでございます。

第2条において、期末手当の支給月数について、12月期分を0.1月引き下げ、6月期分を同月数引き上げるものでございます。こちらにつきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第75号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第75号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第75号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 賛成10人、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第7 議案第76号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第76号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第76号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

議案書は13ページ、議案参考資料につきましては18ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ142万6,000円を加え、総額を56億6,312万1,000円とする補正でございます。

また、第2条におきまして繰越明許費を、第3条におきまして債務負担行為を、第4条におきまして地方債の追加をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入におきましては、交付額確定に伴います特定防衛施設周辺整備調整交付金の減額のほか、事務事業の進捗に応じました国庫支出金、県支出金等の増減などでございます。

歳出におきましては、事業費の確定または確定見込みに伴います増減のほか、夏の猛暑、近ごろの石油製品の値上がりによります施設の冷暖房燃料費、それから公用車の燃料費などの増額、それから小学校整備事業におきましては、ブロック塀の改修経費等をお願いするものでございます。

また、議会議員、特別職給与及び職員給与の改定に伴います人件費の補正、それから渋川地区広域市町村圏振興整備組合の12月補正に対応するため、それぞれの科目におきまして村の負担金を増減するものでございます。

議案書17ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費です。

一般管理総務費で会計年度任用職員制度導入支援事業業務委託、それから橋りょう維持費におきましては、役場西側、上野幹線、これを北側に向かいまして、吉岡町境にあります滝沢大橋の補修工事、

それから今回計上いたします小学校整備事業におきましてはブロック塀の改修工事、これらにつきまして、年度内の完了が困難と見込まれますことから、それぞれ記載の金額を翌年度に繰り越しを行うものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。

今議会に別議案として議案第87号から89号で提出しております指定管理者の指定に関連いたしまして、それぞれの施設、ふれあい館、福祉センター、それから学童保育所ですが、これらの施設の指定管理の期間、それから限度額、これにつきまして、あらかじめ議会の承認を得る必要があることから、債務負担行為の設定を、追加をお願いするものでございます。

続いて、19ページです。

第4表 地方債補正でございます。

これにつきましては、ブロック塀の改修事業におきまして、補助対象事業費から国庫補助金を抜いた村負担分につきまして、翌年度以降の地方交付税措置を考え、地方債といたしました。

別冊の議案参考資料のほうで18ページをお願いいたします。

中ほどの歳出予算の表の下側、職員給与費等合計で274万9,000円の増となっております。

それから、特別会計への繰出金におきましては、合計44万6,000円の増で、5つの特別会計に対しまして繰出金の増減を行うものでございます。

それから、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、こちらの負担金につきましては、合計で60万6,000円の減というふうになっております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。重立ったものを説明させていただきます。

15款2項6目教育費国庫補助金360万円につきましては、ブロック塀改修工事に充てるための交付金であります。ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、これが創設されたため、計上するものでございます。

15款2項7目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、交付額の確定によりまして940万3,000円を減額するもので、前年度と比較いたしますと3,201万4,000円の減額交付となります。

そのほか、15款国庫支出金及び、次のページですが、16款県支出金につきましては、事業内容の変更や交付額の決定による増減であります。

続いて、24ページをお願いいたします。

22款の村債の補正です。720万円は、先ほどご説明申し上げましたとおり、ブロック塀改修工事に充てるため、学校教育施設等整備事業債、これの追加でございます。

続きまして、歳出のほうです。

29ページをお願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費1,134万9,000円の増は、それぞれ利用者が増えたことなどによります給付見込みの増による補正でございます。

それから、36ページ、10款2項3目小学校整備事業費、北小学校におきまして老朽化したブロック塀の改修工事を行うものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第4号）の説明につきましては、以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 早坂です、13番。

議案参考資料の24ページの……

○議長（南 千晴君） マイクを立ててもらっていいですか。

○13番（早坂 通君） 21款4項5目、ここの中に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助ということで、1,000万円の減額ということになっているんですけども、全協での説明だと承認が得られなかったということなんです、そこでお聞きしたいんですが、要するに申請をしている段階で、承認も得られていないのに何で当初予算計上されたのかというのがちょっと理解に苦しんでいるんですけども、ご説明願います。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 当初予算編成につきましては、3月議会でお認めいただいとということで、3月までに予算は編成するものでございます。

実際、事業実施に当たっては、この交付金に限らず、4月1日以降申請を行い、採択をされる、されないという趣旨のものでございまして、予算計上していないものについては当然申請はできないということでございますので、そういった流れというんでしょうか、事務手続については、この交付金に限ったことではございませんで、種類によっては前年度中に内示みたいなものもあつたりするものもあるんですけども、ごくまれにですね、基本的には4月1日以降の事務手続になるということでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 予算計上していないものは申請ができないということなんです、その辺については私は初耳なんです、何を根拠にそういうことになっているんですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。



〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 国の予算、地方自治体の予算、いずれも単年度会計でございます。実際に執行できるのは4月1日以降ということでございますので、次年度に必要な歳入歳出というのをあらかじめ予算、予算はあらかじめということでございますので、として編成をして、実際に4月1日、新年度になった、新しい年度になった、新しい会計年度になった時点で申請行為を行い、交付決定等がなされるということでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 例えば、地方交付税がどのくらい来るかということは、確かに確実な数字は計算できませんよね。だから、過去のとか今の財政、国の財政状況なんかをいろいろ計算した上で、予想される地方交付税の算入を予算計上すると思うんですよね。ところが、これは補助金であって、明らかに申請をしていないわけだから、申請した後に、採択になるかならないかというのはわからないわけですよね。基本的にそういうものは予算計上しないで、申請を終えて、申請が終わって、採択されたときに補正予算を組むというのが筋だと思うんですよね。

先ほど言いました予算計上していないと申請ができないというのは、私は初めて聞くんだけど、いまだに理解できないんですけれども、その2点、ちょっとご説明願います。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、いろいろな国庫補助金、あるいは県の補助金なりいただいて事業を行うものがございます。そういったものについては、先ほど申し上げましたとおり単年度予算主義でございますので、前年度中に確実にこの補助金を例えば榛東村に交付しますよというような確約は国にしても県にしてもできないわけですね。予算の裏づけがないものでございますので。そういった、これは雑入で予算的にはとって置いて、これは一般財団法人の環境イノベーション情報機構という団体ではあるんですけれども、それは国あるいは地方自治体と同じように単年度予算主義でやっているということでございますので、お互いに新年度、お互いにと言うところちょっと語弊がありますけれども、国・県、市町村、それぞれが単年度予算主義でやっておりますので、確実な予算の裏づけがないものについて交付決定もできないし、申請もできないということでございます。

実際、例えば申請した後に補正予算を行えばいいのではないかということなんですけれども、交付決定を行う側、補助金を交付する側からしますれば、この補助金の交付を決定した後に、予算がまだないでしょうと、確実にこれは実施できるんですかということになってしまいますので、あらかじめ予算化をした上で申請をするということでございます。

〔「いいかい」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 3問たったんですけれども。

〔「まだいいか」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時39分休憩

---

午前9時39分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

9番 杉井保夫議員。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 9番。

確認をさせていただきます。

議案書18ページ、債務負担行為補正、これについては、最終日に議案87、88、89、指定管理者の指定について、この議案が上がっているんですけれども、これが可決される前に一般会計の補正で、ここに第3表であるんですけれども、ここで決めちゃって何ら後々問題ないんですかね。

私が言いたいのは、指定管理のこれ可決できなかった場合、また補正をやり直すという形になるんですか。それをちょっと伺いたい。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 18ページの第3表の債務負担行為の補正でございますが、これはあくまで限度額でございます、事業者もここに記載、指定しているわけではございませんので、あくまで限度額ということで、これ以下であれば、1回可決しておいていただければ、もし事業者がかかったとしても、もしですね、限度額内でやってもらえればこれは有効と。

もしこれが限度額以上、もし業者がかかったとして、これ以上の額が必要だということであれば、また次回、この今度補正が出てきます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 限度額というのは基本的には公募に従って指定管理者を指定した場合であって、これが誰もいない場合については、村がやるという形になれば、もっと変わりますよね。そうしたら補正をやり直すと、こういう話でよろしいですね。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 債務負担行為といいますのは、先ほどの早坂議員の質問の中でもちよっ

とお答えした、役所は単年度予算主義という部分がございます、今時点、確実にあるのは、30年度の予算しかない。31年度以降の予算というのは当然決まっています。ただ、そうはいいまして、これは今回たまたま指定管理の委託でございますけれども、それ以外につきましても、長期的な契約をするときに、契約の相手方が、村の予算がないのに本当に払ってもらえるのだろうか、例えば31年度以降ですね、そういったことのないように、あらかじめ債務負担行為というものを設定するという趣旨でございます。

今回のこの3施設につきまして、3カ年の指定管理料の見積りに応じまして限度額というのがそれぞれ設定をされているところでございますけれども、これらにつきましては優先的に予算がつけられるという趣旨のものでございまして、31年度予算につきましては、また改めて議会のほうに当然こういった部分もお諮りするということでございますので、今回、こちらで債務負担行為の補正をさせていただいているものについては、先ほど企画財政課長が言いましたように、あくまでも限度額ということでございますので、この後、指定管理者の指定についてという議案もご審議いただくわけでございますけれども、そちらの結果によって、これを改めて補正し直さないといけないというような趣旨のものではないということをご理解をいただければと思います。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 私が最終的に言いたいのは、この持っていく方が違うんじゃないのという話なんです。きょう、一般会計の補正をかけちゃっているけれども、持っていく方としたら、ちょっと違うんじゃないのという。指定管理を最初にして、その後一般会計じゃないのと思ったから質問したことです。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

12番岸昭勝議員。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 12番岸です。

議案書の15ページじゃなくて、繰越明許費、17ページ、土木費の道路橋りょう費について、3,200万という金額があるんですけども、この補修というのか、工事というのほどのような工事をなされるか、ちょっとアウトラインをお聞きしたいんですけども。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 土木費の橋りょう維持費ということで3,290万円の繰越明許費でございます。内容につきましては、滝沢大橋の橋梁補修工事でございます。

滝沢大橋の橋梁補修工事でございますけれども、法律で義務づけられ実施した橋梁点検結果により、

平成30年度内の工事施工ということで予定をしておりましたが、工事に先駆け、補修設計委託業務を進めてまいりました。橋梁の支承部分や主桁の傷みが想定以上に進んでいるということで、新たに調査項目で構造計算等が必要になりまして、補修の設計委託業務を、工期変更を行いながら事業を進めております。

滝沢大橋の補修工事につきまして、補修設計が完了後の起工となりますので、事業量並びに標準工期等を勘案しますと、年度内の完成が困難となるがために繰り越しを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 12番。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 滝沢大橋は……

○議長（南 千晴君） マイクを立ててください。

○12番（岸 昭勝君） 榛東と吉岡の境目というんですか、境界線にあるんですけれども、吉岡との協議というのか、話し合いというのは持っておられるんですか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 財源でございますけれども、社会資本整備総合交付金事業、こちらの事業で、補助事業ということで事業を行っております。

また、お話のように、隣接市町村事業負担金ということで、吉岡町と補助事業の村負担分というんですかね、残りの分が2分の1ということで、榛東村と吉岡町と2分の1ずつの負担ということで事業を実施してまいるということでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

早坂議員、3問終わっているの。3問。1議題、議案について、1議案について1人3問。

〔「全体でということか」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 1議案。

〔「それ、いつから始まった。今までそうじゃなかった」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 1議案について3問で……

〔「いや、それはそうだけれども、今まで榛東村議会はそうじゃなかったじゃない。項目ごとに3問質問していかない」の声あり〕

○議長（南 千晴君） いや、していないです。1議案について1人3問です。

暫時休憩いたします。

午前9時47分休憩

---

午前9時52分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第76号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第76号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今、休憩中に論議がされたように、私が考えていた質問ができず、私の疑問が解決されていないので、この平成30年度榛東村一般会計補正予算に反対をいたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 議会の運営は規則どおり行われていると思います。補正予算が通らなければ、村は事業を進めることができません。この補正予算には何ら疑うことはございませんので、賛成といたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第76号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成10、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時15分から行います。

午前9時55分休憩

---

午前10時15分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◇

◎日程第8 議案第77号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号) について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第77号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第77号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補  
正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書20ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393万6,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれ  
ぞれ17億255万5,000円とするものでございます。

今回の主なものは、国民健康保険基盤安定負担金交付申請に伴う補正と、出産育児一時金の増額に  
よる補正でございます。

議案参考資料45ページをお願いします。

主要事項について説明申し上げます。

初めに、歳入です。

8款1項他会計繰入金393万6,000円は、国民健康保険基盤安定負担金交付申請に伴うものと、出産  
育児一時金の増額により、一般会計からの繰入金の増額でございます。

次に、歳出でございます。

2款4項出産育児諸費、補正額126万円は、当初見込みより出産件数が多く、増額をお願いするも  
のでございます。

6款1項基金積立金、補正額267万6,000円は、歳入歳出額の調整によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げ  
ます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第77号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第77号については委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第77号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第9 議案第78号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第78号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第78号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書23ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ479万6,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億595万2,000円とするものでございます。

〔「違う」の声あり〕

○健康保険課長（安田 睦君） 失礼いたしました。12億5,953万2,000円とするものでございます。申しわけございません。

歳入歳出の主なものは、介護予防サービス給付費等の増額による補正でございます。

続きまして、議案参考資料51ページをお願いします。

主要事項について説明を申し上げます。

2款1項介護給付費国庫負担金、3款1項介護給付費交付金、4款1項介護給付費負担金は、介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画費等の増加による国支払基金、県からの歳入の増額でございます。

5款1項介護予防支援費82万3,000円は、包括支援センターが介護予防サービス計画を作成する国保連合会からの歳入でございます。当初見込みより計画作成件数が増えているため、増額をするものです。

7款1項介護予防支援費55万1,000円は、国庫負担金等と同様に、介護予防サービス給付費等の増加による一般会計からの繰入金の増額でございます。

次に、歳出です。

2款2項介護予防サービス給付費350万円と、同じく2款2項介護予防サービス計画給付費60万円は、要支援認定者のサービス利用が当初見込みより増えているため、増額をお願いするものです。

3款3項包括的支援事業費157万4,000円は、当初見込みより介護予防サービス利用者が増加し、計画作成委託数も増加しているため、増額をお願いするものです。

4款1項介護給付費準備基金積立金118万2,000円の減は、介護予防給付費等の支出増が見込まれるため、基金への積み立てを減額するものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第78号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第78号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第78号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕



○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第79号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第79号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第79号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では、平成30年度汚水処理交付金の交付金額の確定見込み並びに消費税還付額の確定見込みによる減額補正及び、歳出では、交付金の交付額の確定見込みに伴う工事費等の減額並びに昨年度に借り入れました起債借入額の確定により本年度の償還額並びに利子償還額が確定したこと等により、減額補正をさせていただくものでございます。

それでは、議案書26ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,288万1,000円を減じ、補正後の総額をそれぞれ4億1,657万4,000円とするものです。

次に、第2条 地方債の補正でございます。

議案書28-2ページをお願いいたします。

地方債の借入限度額を1億90万円とするものでございます。

議案参考資料によりご説明申し上げます。

議案参考資料59ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,288万1,000円を減じ、補正後の総額をそれぞれ4億1,657万4,000円とするものです。

主要事項につきましてご説明を申し上げます。

歳入予算としまして、1款1項受益者負担金（公共分）で268万8,000円の減、3款1項汚水処理交付金1,900万円の減、5款1項一般会計繰入金229万5,000円の減、7款2項消費税還付金179万8,000円の減、8款1項下水道事業債、起債借入予定額を1,710万円減とするものでございます。

歳出予算につきましては、1款1項一般会計として120万円の減、2款1項特定環境保全公共下水道事業の事業費として288万8,000円の減、同じく公共下水道事業として3,622万2,000円の減、4款1項元金償還費として83万3,000円の減、同じく利子償還費として181万6,000円の減をお願いするもの

でございます。

続きまして、地方債の補正を行うものとしてご説明をさせていただきます。

59ページ下段でございます。

地方債の補正につきまして、限度額を補正後、特定環境保全公共下水道事業債として3,090万円、公共下水道事業債として7,000万円の限度額の補正を行うものでございます。これにつきましては、特定環境保全公共下水道事業及び公共下水道事業工事請負費等の見込みに伴い、事業費の確定見込みで、事業債の減額を補正するものでございます。

議案参考資料67ページをごらんください。

給与費明細書でございます。

今回の補正に合わせ、給与費等の一部を補正させていただいておりますが、職員の人数等には変更はございません。

その他の説明は省略とさせていただきます。

以上で議案第79号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第79号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第79号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第79号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 8 0 号 平成 3 0 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正  
予算（第 1 号）について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第80号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第80号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、消費税還付金及び還付加算金の額の確定による歳入補正と、歳出として、一般管理費で実施しました事業の確定見込み等による事業費の減額補正等でございます。

それでは、議案書29ページをお願いします。

第1条 歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116万7,000円を減じ、補正後の総額をそれぞれ1億5,757万9,000円とするものです。

議案参考資料69ページをごらんください。

主要事項でございます。

歳入予算。

1款1項繰入金、一般会計からの繰入金につきまして、315万4,000円を減ずるものです。

5款2項諸収入198万7,000円、消費税還付金及び還付加算金での歳入増ということで、198万7,000円の増額でございます。

歳出予算。

1款1項一般管理費116万7,000円の減、職員給与費等3万3,000円、経営戦略策定業務委託費120万円の減でございます。

議案参考資料74ページをごらんください。

2の一般職員の職員数については、変更はございません。

その他の説明については省略とさせていただきます。

以上で議案第80号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第80号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第80号については委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

議案第80号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第12 議案第81号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第81号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第81号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書32ページをお願いいたします。

水道事業費用の支出予定額の総額に4万3,000円を加え、総額を2億9,020万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、職員給与費の補正で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、営業費用に職員給与費として4万3,000円を加えるものです。

議案参考資料77ページをごらんください。

水道事業費用につきまして、1款1項営業費用、補正額4万3,000円の追加は、3目総係費の職員給与費の増額でございます。

議案参考資料78ページをお願いいたします。

平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）の説明書でございます。

収益的収入及び支出の支出で、1款1項3目総係費、補正予算4万3,000円の内訳として、1節給与費2万9,000円を増、2節手当で2万円減、5節法定福利費を4万3,000円増額することにより、総額として4万3,000円を増額するものでございます。

議案参考資料79ページをごらんください。

給与費明細書でございます。

職員数につきましては、変更はございません。

その他の説明については省略とさせていただきます。

以上で議案第81号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第81号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第81号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第81号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第13 議案第82号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算  
（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第82号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第82号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書33ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,509万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料の84ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額126万2,000円は、歳出の増額に伴いまして一般会計から繰り入れるものです。

5款2項1目雑入、補正額27万8,000円は、消費税の還付金と廃油の売払収入によるものでございます。

続きまして、85ページをごらんください。

歳出でございます。

1款1項1目総務管理費、補正額154万円の内訳は、調理に用いる事業燃料費と配送車の燃料費が単価の上昇により不足が見込まれるため、補正をお願いするものです。

議案第82号の説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第82号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第82号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第82号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 請願・陳情について

○議長（南 千晴君） 日程第14、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の請願・陳情つづりにより付託を行います。

請願第1号、川田議員の紹介である「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

請願第2号、同じく川田議員の紹介である国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

なお、陳情第10号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情については、資料配付といたします。

---

#### ◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第4回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時40分散会

平成30年第4回

榛東村議会定例会会議録

第 2 号

12月4日(火)



# 平成30年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

---

平成30年12月4日（火曜日）

---

## 議事日程 第2号

平成30年12月4日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
7番	高 田 清一 君	8番	清 水 健一 君
9番	枡 井 保夫 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君		
事 務 局 長			

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第4回榛東村議会定例会第2日を開会いたします。

本日は、傍聴の方がお見えです。傍聴される皆様に申し上げます。傍聴人の守るべき事項にご注意いただき、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席でありますので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。



## ◎日程第1 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届け出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確でわかりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番村上慎一議員の質問を許可いたします。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君登壇〕

○4番（村上慎一君） 皆さん、おはようございます。

月日の経つのは早いもので、もう師走に入りました。この間、3回の定例会で一般質問させてもらったのをついこの間のように感じたんですけども、もう残すところ、1カ月がありません。3回定例会が終わってからは、何となくゆっくりした時間が過ごせるのかなという考えではいたんですけども、実際は、中学校をはじめとした運動会、体育祭ですよ。何となく別れというのは日本人の感覚で3月、卒業シーズンだと思うんですけども、中学校の運動会というのは、アナウンスの方が、3年生はこれで最後の運動会ですと。考えてみたら、それで運動会は最後なんですよ。考えてみると、小学校、幼稚園、保育園も、年長の方はそれが最後、卒業の式典でした。芸能会とか文化祭、あと中学校の吹奏楽の発表会ですか、あそこでも、一番最後には3年生が吹奏楽を卒業で、全員前に出てこられて挨拶をされたところにいたんですけども、歳のせいかな涙が出てきて、これは何となく恥ずかしいとか、参ったなとかとっていて、横を見たら、私だけじゃなくていっぱいハンカチを持っている人がいたんで、まあよかったかなと安堵したところなんですけれども。

世間では今、どういうんでしょうか、いろんな問題がニュースに取り上げられていますけれども、やはり世界的に類を見ない少子高齢化の日本を題材にしたニュースが多いのと、プラスチックの処理の問題が最近ばかりにニュースに取り上げられていると思います。実際に、私の隣保班の方の葬儀だっ

たり、知り合いの方の告別式に参列させてもらうことが多々あるんですけども、よく健康寿命とか平均寿命とかという表現をしますけれども、いろんな資料を見たり、内容を見ますと、いかにその人がふだんの生活をしながら、人間らしく生きたままで最期を迎えられるという社会づくりができれば、これからの人生100年時代とかという言葉も最近よく出ていますけれども、一生は終えることになるのかなと思います。それには、当初からいろいろ申し上げますけれども、行政がする公助があって、皆さん一体になってする共助、当然ながら自分たちも、一番自分のことですから自助ですよ。あと、先日、中学校の体育館で榛東の「住民支え合いマップづくり」に参加させてもらったときに、社会福祉協議会の小野関局長がもう一つ、ご近所というのを紹介していました。これからの地域社会で自分らしく生活するためには、やはり自分で幾ら注意していても、そのとおりの生活が維持できるとは不安がありますので、なかなかこの田舎でも、親戚を含めて近所のつながりが希薄化している現在ですけども、簡単にとか、単純に気軽に近所と話をしながら、自分らしい生活ができるような村になってくれば幸いです。

それでは、夢ある未来、あすの榛東を目指して、自席に戻って質問させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） それでは、今回一般質問させてもらう内容なんですけれども、まず最初に、第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画についてというテーマについてお聞きをしたいんですけども、質問の趣旨として書いたところに、アンケート調査結果報告書を踏まえて、村がどのような取り組みを考えているかと通告書に記載をさせてもらって、課長にも打ち合わせをさせていただきましたが、考えると、昨年の6月の定例会で、私が議員になって初めて一般質問をさせていただいたのが、この問題のベースの平成30年度に第7期医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画に向けた医療計画基本法と介護保険事業基本計画基本指針を策定することになるが、同時開始となるので、本村ではどのような取り組みや体制、進捗でしょうかというのを、昨年6月ですか、初めてさせていただいて、そのアンケート調査に基づいて計画をされたのが今だと思います。何もわからずに初めての議会で一般質問したのがこの題材だったんですが、昨年はこの7期の計画をちょうど作成している最中で、国が指定したスケジュールでも、2月にアンケート調査集計を終えて、4月から11月の間には調査結果の分析、地域課題への対策検討や、サービス見込み料、保険料の仮査定を踏まえて素案作成と、目まぐるしく多忙な時期で、頭を悩ませている時期だったと思います。今さらなんですけど、そのときにその状況を余り把握もせずその問題を質問したのに対して、私が逆の立場だったら、ちょうどそんな忙しいときにこんな質問するんかいとかと思うテーマだったかもしれませんけれども、昨年、安田課長は、そんな質問に対して丁寧に細かく説明をさせていただきまして、ありがとうございました。

そして、今回なんですけれども、ちょうど昨年の6月に調査時期には、調査対象を村内に在住する65歳以上（要介護認定者を除く）の方に対して、1,500枚のアンケート調査を全域に配布して、有効回収率97.9%、回収率でいくと、65.3%という数字を得ました。世界に類を見ない急激な高齢化に突入してしまった日本ですが、市町村での特色、地域の事情や考え方をつかむためには、やはり榛東村の実情ですよね、それを知るために行われたアンケートは貴重だと思います。今回の計画書の冒頭で村長の挨拶に、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、今後一層推進することが重要と言われていました。私が調べた地域包括ケアシステムは、高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい生活を最後まで送れるように、地域でサポートし合うシステムのこととありました。介護や医療、さらには、住まいや生活支援といった高齢者を支えるサービスを一体的に提供するシステムのことです。

国は現在、介護サービスの主体を国から自治体に移行しようとしています。また、全国的に介護施設が不足する中で、国はケアの場を施設から在宅へと移すことを重視しています。そうした国の意向も導入の背景にあるんだと思います。そこで質問です。

村では、この第7期介護保険事業計画及び高齢者医療計画について、今現在どのように取り組まれているのでしょうか。お願いします。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画ということでございますが、介護サービスを安定的に提供していくことはもちろんのところなんです、それ以外の中で主な取り組みについてお答えいたします。

先ほど議員さんもおっしゃったとおり、高齢者が住みなれた地域で自分らしく自立した生活を営むことができる地域社会の実現のために、榛東村も地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。この計画のアンケート項目の中に、要介護状態になったとき、暮らしたい場所はどこでしょうかという問いに対しまして、「自宅で暮らしたい」と希望する人が57.2%という結果でありました。このような結果を踏まえまして、生活支援、地域支え合いの体制づくり、地域で高齢者を見守る仕組みづくりを進める生活支援体制整備事業に取り組み、また、あらゆる状態の高齢者に対し適切な支援が提供できるよう、地域包括支援センターの機能をより一層強化してまいりたいと思います。

また、もう一つアンケートの項目としまして、地域活動に参加したいかという問いがありました。これに対して、「ぜひ参加したい」という方が10.8%、「参加してもよい」とお答えになった方が50.7%結果がありました。

こちら議員ご承知のことと思いますが、地域において安心して自立した生活を長く続けていくためには、家に閉じこもることなく、人と触れ合い、刺激を受けることが大切であることから、地域の人と集える場所となる介護予防教室や、認知症に対する事業を進めてまいりたいと思います。介護予

防や認知症に対する理解を広め、高齢者を支えるサポーターの養成にも取り組んでいるところです。

またもう一点、高齢者が必要な医療や介護を受けることができるよう、平成28年度から渋川吉岡3市町村で渋川地区医師会に委託し、在宅介護医療連携支援センターを設置しております。そして医療、介護の連携を進めているところですが、具体的には、退院後も安心して生活できるよう在宅介護を支援する介護支援専門員と、病院の関係者が入院前、入院中の状況や病状などの情報を共有し、切れ目のない在宅医療、在宅介護の提供体制の充実を図っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

前回もそうですけれども、これから、介護を受ける方はもう非常に日本中で増えるしかありませんので、先ほど言ったように、村長が冒頭で言ったように、地域と医療、介護、ご近所、そこら辺が一体になって、見守れるというか、高齢者を支え合う、一緒に生活するという環境をつくらないと、きょうの日経にも、人生100年の生き方というのがたまたまありましたけれども、大きな字で欠かせないつながりとありました。やはり今は60歳ですか、後に65歳定年になって、皆さんこういったいろんな場で活躍をされて、定年になると一気に社会と離れちゃう。地域に溶け込み方がよくわからないとか、そういった意見のこともよく目にします。ですから、いかに社会、地域とつながり合いながら自分らしく生きられるかということがこれから望まれることだと思います。

それで先ほど、発表された調査結果の中の3というところに、介護給付費の推移で特定施設入居者生活介護は予測以上に増えて、148.3%、福祉用具の貸与が113.6%などあるんですが、計画値は、実績値が下がったサービスでは小規模多機能型住宅10.7%、訪問リハビリテーション38.6%というデータがありました。特に小規模多機能型居宅介護、10.7%と非常に少ないんですよね。いろいろ小規模多機能の機能を見ると、住みなれた家や地域で暮らし続けることを目的とした場合、当該市町村に住む人が使えるのが小規模多機能です。他の市町村の方はそこに入居することはできないんですよね。基本的には通いを中心としながらも、必要とあれば通う時間を延長したりとか、随時利用者宅を訪問してくれたり、時にはお泊りもできる。本当に自分の生活の延長線ですよ。きょうは通院したんだけど、楽しい方と時間がもっと欲しいから時間を増やしたとか、介護の施設の方が自宅へ来てくれたんだけど、もしかしたら一緒に泊まったという例も、岩手県でありました。そんな利用者のニーズに応じて、24時間365日の安心が確保できるサービスなのに、利用者が余りにも少ないということが私はこの調査結果、計画書を見て、不思議に思いました。もしかしたらこのサービスの内容とか、相談する窓口とか、そういったことに会う機会がなくて、そこに飛び込めないのだとしたら、ぜひ行政側としては情報発信をさまざまな形でしていただいて、1人でも多くの方に住みなれたこの地域での生活を過ごせるように努力していただけたらと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 質問は。

○4番（村上慎一君） 聞いてみるか。

○議長（南 千晴君） そのまま続けてください。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） じゃ、すみません、また素朴な疑問だったんですけども、小規模を含めて、課長さんのご意見を聞かせていただければと思います。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今おっしゃられた小規模多機能型のサービスにつきましては、28年度の途中から開所になりましたところですので、確かに議員さんがおっしゃったように、まだ周知には努めているところですが、皆さんに知られていない部分もあるのかもしれませんが。ただ、利用者は少しずつ利用、増えてきておりますので、地域に応じて利用者に応じたサービスが提供できるというおっしゃるとおりの利用しやすいサービスと思いますので、これからも周知に努めてまいりたいと思います。

〔「ありがとうございます」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） そうですよ。去年ですか、初めてこう一般質問させてもらうに当たって、池袋ですか、地方議会の研修セミナーというのがあって、そこで初めて勉強したのが中村さんという介護のほうのオーソリティーの方の介護のセミナーだったんですね。その方のお母さんは、今岩手でひとり住まいをしていたんですけども、だんだん具合もよくなって、先生は新幹線通勤で岩手まで時々様子を見に行っていて、去年も言ったかもしれませんが、本当に気丈なお母さんで、「私は一人で暮らすから、おまえは東京へ帰れ」と、そう言われても先生は心配で時々岩手へ通ったんですけども、その小規模多機能をフルにうまく活用しながら、自分らしい生活をしながら、最後には自宅へ戻って、先生の腕枕の中で、「かーちゃん、もう一生懸命生きたんだからいいんだよ」と言ったらふーっと息をして、最期を看取れたと。本当に地元で地域の人に愛されながら、自分らしい生活を送って最期を迎えられたと。私はそれを聞いたときに、そんなふうに親、子等々つき合えたらこないことはないんだと思いました。昨年も言いましたように、私は幸か不幸か、両親がもういません。不幸というのは当然ながら、今も一緒に生活ができれば、喜怒哀楽の中でいろんなことがあって、やっぱり楽しいでしょう。幸というのは、父親が亡くなってからもう20年経ちますけれども、今現状の81歳になった両親と今の私の立場として、今こう一般質問でさせてもらっているようないつかい方が果たして両親でできるかどうかというのは疑問です。それなんで、言葉があんまり適切じゃ

ありませんけれども、幸か不幸か私には両親がいませんので、その状態がなくなったので少し安堵しているところなんですけれども。

次の問題に入りたいと思いますけれども、村では、空き家対策の補助事業を今年度実施されました。それに対して、解体等に補助金を予算化して、対策に取り込んだ現状の経過及び状況についてお尋ねをしたいと思いますけれども、今現在、ことし始まってからですね、12月きょう現在なんですけれども、今、どのような状態になっているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 本村の空き家対策事業でございますけれども、平成29年度に榛東村空家等対策計画を策定し、空き家問題について対応を図っております。平成30年度からは、村空家等対策補助金交付要綱に基づく補助事業を実施しております。

補助事業の内容といたしましては、空き家を利用し、定住を目的としたリフォームに対する補助、事務所や店舗等の営業施設設置のための改修事業に対する補助、空き家の除却に対する補助、空き家のハウスクリーニングに対する補助でございます。

本年度の実績でございますけれども、11月末現在でリフォームに対する補助が1件で28万円、取り壊しに対する補助が2件で129万円の補助金の交付をしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

私は、榛東村に空家等対策条例があるということを、今でもわかりません。村のホームページのほうで調べたところ、榛東村空家等対策計画策定のためのパブリックコメント募集についてというページにヒットしました。そこには募集は終了しましたと書かれていて、提出されたご意見の件数はゼロ件でしたと大きな文字で表示されておりました。下を見ていくと、意見の募集方法として、計画（案）の公表日が平成30年2月23日、募集期限、平成30年3月9日までとの15日間ですよね。意見をできる方としては、どなたでも意見の提出を行えます。提出先は建設課とあり、提出方法は郵送、メール、ファクス、持参の4種類と記されておりました。それと、「広報しんとう」の3月号に、計画策定に当たり意見公募を行いましたという欄もありまして、村では以下のとおり、4つの計画策定に当たり、意見公募（パブリックコメント）を実施しました。意見の提出はありませんでしたが、今後とも内容の検討を行い、よい計画の策定を進めていきたいとありました。

この空き家対策以外の3件は、地域福祉計画や介護保険事業計画、障害者計画等で、専門的な知識がない方にはなかなか意見の出せないジャンルだと思って、それも国のほうが計画にのっとって地方自治体に投げかけたものでありますから、なかなか意見は挟みにくいと思うんですけれども、この榛



東村空家等対策等は、補助金交付要綱が根拠として、個人に補助金が交付されてしまうものだと思います。条例案であれば議会に上程されて、委員会で審議して、本会議で議決されますが、要綱は議会へ提出されませんので、こちら議会はその内容に関しては多分知らないんだと思います。

国の法律では次のように定めています。空家等対策の推進に関する特別措置法、（空家等の所有者等の責務）第3条に、「空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と。ということは、空き家の所有者には適切な管理義務があります。さまざまな法律や条例の趣旨からは、空き家の所有者が適切な管理を行うように国や自治体が指導することが求められています。

なぜ個人の不動産、空き家を除去するための費用ですね、その関係のない人が納めた税金を使わなければならないのでしょうか。今回の対策の中で空き家のリフォームに関しては、Uターン、Iターン、Jターンのように、榛東村から離れた、いなかった方が住んでくれるとか、新たにそこを利用して、リフォーム、クリーニングをして新たな事業を始めるとかして、榛東村の人口増だとか、企業のプラスになるような、産業振興のために使われるということでしたら私はいいと思いますが、単純にそのものの不動産の除却に対してお金をあげてしまうというのはどうかなと思いますが、どうでしょうか、お答えください。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 村の施策として空き家対策事業を行っているわけなんですけれども、国では、空家等対策の推進に関する特別措置法を平成27年5月に施行し、同法に基づく施策の推進を行っているということでございます。また、同法6条において、市町村での空き家対策を推進するために、国の基本指針に即した空家対策計画を定めることと規定がされております。本村におきましても、人口減少や高齢化が進む中、空き家等が増加すると見込まれることから、防災、防犯、景観、衛生、また地域コミュニティの維持の観点から空き家対策を推進することが必要であると、そのように考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） わかりました。

先ほど、日本の等々で村の活性化につながるような予算の使い方でしたら多分皆さん同意をして、異論はないのかと思いますけれども、やはりひとつ個人の管理すべき不動産の除却に対して、単純にお金をあげてしまうというのは、べき論から言っても、私は疑問に思うところです。

次に、関連がありますので、特定空き家と所有者不確定の場合の対応についてなんですけれども、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 初めに、特定空き家に対する今後の対応ということでございますけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、対象家屋等の情報把握や立ち入り調査等を実施することとなります。その後の指導に対し対応がなされない場合等につきましては、空家等対策協議会に諮り、特定空き家についての協議や特定空き家の認定を行い、対応してまいりたいと考えております。

また、特定空き家の発生を予防、抑制するため、空き家情報の提供や把握制度、空き家の借り入れや購入の希望者に空き家を紹介する空き家バンク制度等の構築を検討しております。また、今年度から実施しております空家対策無料相談会や榛東村空家対策補助金制度の活用により、空き家問題の対応に努めてまいりたいと考えております。

所有者不明の不確定の場合の対応ということでございます。現在村が把握している空き家で、所有者不明の空き家は確認されておりませんが、ご指摘のように、将来本村においても所有者が不明な空き家が発生することが懸念されるところでございます。本村では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき組織しました榛東村空家等対策協議会を専門家団体との連携により設置しており、協議会の意見や法令に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。また先ほど、特定空き家への対応の際にも触れさせていただきましたけれども、所有者不確定の空き家の発生を予防、抑制するためにも、空き家バンク制度の構築や空家対策無料相談会、空家対策補助金制度の活用など、空き家問題に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

先ほどのリフォームができる空き家事情とは異なって、地域に迷惑をかけてしまっている特定空き家の問題ですが、課長も言われたように、平成27年5月26日に空家等特別措置法が施行されたことで市町村は、適正な管理がされていない空き家を特定空き家に指定することができます。ガイドラインでは、さまざまな状態で空き家として定義して、早期に適切な措置を所有者等に行わせることができるとうたっています。33ページもあって、かなり細かいことまでこのガイドラインには載っていました。

法務省の調査によると、最後の登記から50年以上も経過している土地は、とうとう日本の2割を超えました。約410万ヘクタールの土地が登記変更されていないままと推測されて、368万ヘクタールもある九州地方よりも何とその土地は多くなってしまったんですね。すごいことですよ。日本の国土の中の九州地方の面積と同等がもう50年以上登記されていない。ということは、相続はされているん

だか不明の可能性が高いんですね。

ここ榛東村でも自分の周りを見ても、長年放置されたままの空き家というのは目にはします。利用・使用目的のない空き家は、個人的にも行政の事業にも悪影響しかないんだと思いますよ。登記がされない不動産は、売却や担保設定もできません。いざ相続しようとしたら、相続の権利のある全ての法定相続人の共有財産とみなされて、登記するには相続人全てから同意を得なければなりません。それぞれの実印や戸籍謄本を集める必要もあります。今国は、その莫大な面積の不明者の所有者探しというのを実は始めました。その土地の所有者が持つ人がわからないと、公共事業にも支障が発生するためですよね。実際、東日本大震災の被災地でも所有者不明の土地がかなりあって、自治体による用地買収の障壁となりました。

私が思うには、貴重な税金を一個人の寄附金みたいには使わずに、地方創生に役立てる前向きな計画に、また、空き家を認識していない相続人や空き家が想定される所有者予備軍の人たちに事前に相談できる仕組みや相談会等を創造したらいいんだと思います。私の隣保班の中でも、ことし自分の父親と同級生の方が亡くなってしまって、奥さんは今施設に入ってしまいました。2人の息子さんがいるんですけども、もう立派に成人されて、おのおの仕事について、もう基本的には榛東村18区の9班には戻らないでしょう。となると、今現在ある住まいと農地も持っているんですが、2人の息子さんが帰ってこないということは、もうあのお宅は空き家になるんでしょう。プラス農地も必要ありませんから、農地も基本的には耕作放棄、休耕地。榛東村では農家の方がたくさんいますので、農家に生まれた子どもたちが地方を離れて都会の大学へ行って、そこに就職すると。そこで結婚されて住まいを持ってしまうと、なかなか帰ってこないという実情が多々見受けられます。そうすると、そのお宅を近所の方が見たときには、もう空き家予備軍とかは何となく想定ができますよね。ですから、実際に空き家になって迷惑をこうむってしまう前に、予防としてですね、事前の事前に例えば行政に音頭をとっていただいて、その危険性のある人たちの相談会等を設ければ、相続を、登記をするとか、いろんな協議会の中には不動産鑑定士だとか、行政書士、司法書士、不動産屋さんもいるかもしれません。そういう人たちに自分の悩みを相談して、早く解決してあげれば、近所への迷惑もなく適切な措置ができるかなと、そんなことに使えたらいいんだと私は思います。

村民は、いろんな地域では解決できない問題に対してお願いに来ますよね。この空き家対策の一般質問に至ったのが、実は、ある区の区長さんが1年前に空き家の苦情で建設課に相談をしたんだけど、いまだに回答がない。あともう一人、同じ区の住民の方が困っている問題があったので、役場の建設課の窓口に来たそうです。それで相談しようと思ったら、きょうは担当者がいないのでということで、それ以来返答、進展がないと。その区長さんと区の方は、半分私に苦情っぽい相談をされました。多忙な業務の中でたまたまそういうことがあったと思うんですけども、村民の方が役場まで足を運ぶとか、区長さんが周りの区の人意見をまとめて意見を言うということは、それなりの困ったことの原因だと思いますので、それがないようにしていただきたいと思うんですけども、これか

らそういった場面があったときに、課の対応はどのようにしていただけるでしょうか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 現在、いろいろなさまざまな建設課、村内の要望等をいただいているところでございます。その都度適切に課のほうで対応しているつもりでございましたけれども、議員がおっしゃるように、いろいろな煩雑な事業の中で適切な対応ができなかったということもあったかもしれません。今後につきましてはそのないように、課の中、また役場の庁舎内の中も、建設課だけではなく同様だと思いますので、連絡を密にして、適切に対応してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

たまたま今回は建設課という決められた課でそういった相談があったんですけども、先ほど言ったように、村民が役場庁舎に出向くということは、相談、お願い事があって足を運びます。どうか皆さん、どの課の方も、住民が出向いたときには、親身になって話を聞いてやってください。で、返答はなるべく早いうちに、電話をしてあげるのもいいでしょうし、もし時間があったら出向くのもいいでしょうし、もし多忙のようでしたら、その質問に対しては何かしらの回答を文書にして、ポストに入れるという方向でもいいじゃないですか。何かアクションを起こしていただければ住民は安心しますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、村の指定ごみ袋の件についてお尋ねをします。

これも昨年6月、初めての質問でさせてもらったテーマなんですけれども、村の指定ごみ袋のその価格に対して、ちょうど榛東のマスコットキャラクターのしんとうちゃんがプリントされてから、タイミングなんですけれども、値上げされたんじゃないかという素朴な疑問をある住民の方からいただきました。袋にしてみれば4円の値上げなんですけれども、この質問をさせてもらいました。ただ、私の勉強不足だったんですけども、決算書を見ると、このごみ袋に対しては、歳出だけでなく歳入もあるんですね。私、てっきり村の指定ごみ袋をつくるには、製造できる業者に枚数、材質、規格を言って発注をします。そうすると業者は、当然そのときの主原料の価格を調整しながら、これだけでできますよということが終わったんだと思ったんですけども、その歳入がありますので、歳出・歳入のあるその仕組みというのはどうなっているんでしょうか、お聞きします。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） ごみ袋に対しての歳入・歳出の仕組みということなんですけれども、

平成29年度実績としましては、歳出は、上半期分の随意契約による委託料538万2,329円と、下半期分の入札に係る委託契約分として512万5,829円の合計1,050万8,158円になります。歳入は、販売代金として1,027万1,190円となっております。その差額の約23万6,000円分が業者が受け取っている販売と集金の手数料分となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

そうですね、29年度決算書では、見ますと、4款1項5目13節委託料（ごみ袋製造委託料）として1,050万8,158円、21款4項4目3節雑入として、ごみ袋販売代金として1,027万1,190円。課長の申されたように、製造委託料と販売代金との差額は23万6,968円というすごいシビアな数値なんですよ。販売代金は製造委託料の97.7%。だから前言われたのは、ごみ袋の価格を変更しますと。注釈として、この値上げは主原料の高騰によるものとありましたけれども、ここ何年か多分ごみ袋の価格は変わっていないだと思うんですよ。そうなると思うには、単純にごみ袋は、課長が前から説明してくれるようにポリエチレン製のごみ袋ですから、その主原料と加工の手間が同じとすれば、毎回値段が変わってもいいんだと思うんですよ。八百屋へ行けば、キュウリが毎日値段が違うじゃないですか、仕入価格が違うからですよ。でもそれは同じだということは、何と頼んでお金を払うだけじゃなくて、もらうお金もあるんですよ。そのお金が先ほど言ったように97.74%という、円まで細かくシビアな数字が出ているんですけども、これはだから価格の上昇には私は影響なかったんだと思うんですよ。村が決めてこの値段にしたということだと思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 村上議員がおっしゃる考え方も正しいかとは思いますが、28年に値上げをしたときには、実際にポリエチレンの高騰が原因として値上げをさせていただいております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） それと歳入がありますので、雑入にしていますから、この資金の用途先ですよ、どこに繰り入れているのかと、歳入・歳出があるので、もしかすればこの項目に関しては一般会計から外して、私個人に思うには特別会計にして、もっと明確な用途等を村民に打ち出せればと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 特別会計へ移行したほうがよろしいのではないのでしょうかというご意見なんですけれども、このごみ袋の今のやり方といいますか、歳入・歳出のことに関しては、特別会計に移行するにはすぐわない事業かと思います。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） この間の打ち合わせの中で、その雑入にした歳入予算はごみ処理等々環境のために使われていると思うんですけれども、最近、千葉県だとか神奈川県でごみ袋が5倍になったとか日曜日のテレビで案内していましたけれども、ごみの排出を減らすというのは榛東村だけじゃなくて、世界中のテーマになっているんだと思います。ですから、そのごみ袋の価格を上げれば、住民が出すごみの量が減るとか、いろんな考えを持って取り組んでいるんだと思いますけれども、ぜひ有効的な予算の使い方をしていただければと思います。

私事ですが、先々月かな、生ごみ処理機を購入しまして、前回全協で紹介があったように、村に補助金申請をさせてもらいました。四千何ぼで買ったやつに3,000円の補助金がいただけるんですね。これは先ほどから言っているように、皆さんのとうとい税金の中から私は3,000円いただきました。29年度の決算では、生ごみ処理機に対しての補助金が1万5,000円、要するに、5件あったんですよ。榛東村の1人当たりのごみの排出量を見ると、26年の実績ですが、823グラム1人1日出していると。県内では10位です。渋川広域でのごみ処理代金が20キロで300円ということは、キロ15円かかるんですから、823グラムを一月30日とすると、24.7グラム、約25キロ出るんですね、1人が。ということは、25キロ掛ける15円だから375円の処理費用がかかったんですけれども、村からいただいた3,000円を私1人としてその375円で割ると、ちょうど8、8カ月生ごみ処理機に入れて五輪平に持っていかないと、村から貴重な税金を使っていた3,000円がそこでとうとう並んでもとがとれると。多分あれ単純なプラスチックだから、何年ももつと思うんですけれども、使えば使うほど村に対して五輪平へ持っていくごみの排出量が減りますので、1人ですよ。ということは、大きな予算の削減につながると思うんですね。ですから、そういった環境問題に対しては、もう真剣に取り組まなくちゃいけない時代なんですけれども、ぜひいろんな工夫をされて、村のごみに対する問題に対して積極的に取り組んでいただいて、予算をうまく利活用していただけるようお願いしたいと思います。

最後ですけれども、今、いろんなところで予算を来年度へ向けて考えられているときだと思います。大変な時期だと思いますけれども、ご苦労さまです。私たち議会も同じ村民なので、せっかくいただいた税金を村民1人1人が納得できて、こういう予算に使ってもらったからいいよねとか、皆さんうなずけるように、それと、最初の話にも戻りますが、村長は昔から言うように、榛東村は人もいいんだと、場所もいいんだと。ですから、住みよい村にしたいんだというのがありますから、先ほどのパ

ブリックコメントがゼロというのはちょっと寂しい話なんですけれども、ぜひ地域住民と一緒にあって、真剣にみんなでいろいろなことを考えながら、議会も執行側も、そして何度も言うように、前輪の住民の3つが一緒になって、正しい方向に動けるように執行側、議会両方一緒になって、村のために尽力できればと思います。きょうは、質問に対して細かく丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で4番村上慎一議員の一般質問を終了といたします。

ここで休憩いたします。再開を10時5分といたします。

午前9時49分休憩

---

午前10時5分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位2番 松井保夫議員の一般質問を許可いたします。

9番 松井保夫議員。

〔9番 松井保夫君登壇〕

○9番（松井保夫君） 皆さん、改めましておはようございます。8区、そして自衛隊OBの松井でございます。よろしくお願いをいたします。

昨日、高橋正県会議員の一般質問、傍聴させていただきました。教育、林業、農業、そして建設と、各分野一般質問されていました。特にその中で私、関心を持ったのが駒寄のインターチェンジ、この地域の開発については、県がその地域と一緒にあって実施していくという部長の話聞いて、また開始されていくんだなど。それと、延伸道については平成38年完成予定と、こういう話を伺ってきて、いよいよ榛東村にも延伸道が通って、発展の兆しあり、このようなことを感じて、きのうは来ました。

そして本日、上毛新聞によれば、吉岡町議会については、定数16名から14名、こういう記事が載っておりました。まさに吉岡町のことですけれども、吉岡町の現状、問題点、そして将来における展望等々いろいろ検討されて出した結論だと、このように伺っております。

私は、結構榛東村の中で会議等出させていただくんですけれども、かなり年配の方から毎回言われる言葉があるんですね。これは、「松井議員、あんたは、執行、場所、村長寄り過ぎていないかい。」と、こう言われるんですね。私は一貫この議員になってから、どっち寄りとか云々というのは一切ありません。私は、執行がこの榛東村の住民にとって、榛東村にとってよいことを進めていくんだというんだったらどんどん賛成をさせていただいているし、これは榛東村には合わないよと、こういうものについてはストップをきかせていただくというような物の考え方については、一切変化はございません。

そういう中で、本日の質問については、若干昔に戻ることもあるんですけれども、昔のことも全然

知らないんじゃないかと困るところもありますので、その辺も含めて4点。

1つについては、3月からずっと一貫して質問しておりますふるさと納税について。

2点目が、中央公民館とか給食センター建て替え、これに深くかかわる榛東村まちづくり計画、これについて質問したいと思っています。

3つ目は、先ほど述べました延伸道、これに通ずる村道、これの絡みを含めて伺いたいと思っています。

最後が、これはまさに太陽光の話なんですけれども、昔、私が議員になる前に、工事が始まって実施をされたこの太陽光についてもひもとして、質問させていただくと、こういう感じで、この4点を、議席に戻って引き続き質問をさせていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） それでは、一貫して3月から質問をさせていただいていますふるさと納税について伺いたいと思います。

このごろ、私はテレビを見過ぎではないんだと思うんですけれども、ふるさとチョイス、このコマーシャル、つい最近では、うちでもしているさとふるのコマーシャルが頻繁に出るようになったんですね。これについて、担当課長、何でもことしになってこんなにしているか、課長の見解、教えてください。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） いつも杉井議員、心配していただき、ありがとうございます。

12月末日までの寄附が平成30年度分の年で扱われるため、11月から12月の駆け込み需要を狙ったものだと思っております。また、委託を受けている自治体の寄附金額がふえると、ポータルサイトの運営会社、委託料が12%から15%の委託料を受け取ることができるので、そちらのほうも考えてのことだと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） なるほどですね。私もそう思っています。ただ私は、もう一步、余り総務省が各自治体のやる気を今そぐようなことをしておるんですね。30%の返礼品にしたり、こういう中で、やっぱりふるさと納税が減っていったら困るところからの圧力なのかなと。毎日、けさもふるさとチョイス、コマーシャルを見てきましたけれども、だから、この辺のやはりふるさと納税が減っていくパターンが困るというパターンもあるのかなと、こんな気がしてなりません。そういう中で、ふるさと納税の現在の状況、どうなっていますか。



○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 松井議員が言うとおりの、榛東村でも5割から3割に返礼品の金額が減りまして、実際に減っております。10月末までの寄附金額の合計が6,132万2,000円、昨年の10月と比較しますと、24.4%の寄附金額となっております。また、4月の寄附金額は426万6,000円でしたが、10月の寄附金額は1,588万4,000円となっております、村では10月以降、増加傾向となっております。以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 基本的には、昨年に比べれば24.3%、4分の1、こういう中で、事後の考え方、進め方にも入るんですけども、この時期に減額補正したらどうですか、課長。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 毎年、11月、12月の寄附金額が1年間の寄附金額の半分を占めております。この2カ月間で榛東村のふるさと納税をしてくれる方がたくさんしてもらえることを、今期待しています。しかし、その結果によっては、3月で補正を行うことがございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 昨年は6億500万、ふるさと納税で6億500万。平成30年度については、当初の予算3億円、これを計上して、一生懸命頑張っておると、そういう中で、努力はされているんでしょうけれども、余りにもその差額があるようであれば、課長、考えてもいい、私は思っています。

そういう中で、ここに上毛新聞、あるんですね、これは11月17日の。甘楽と千代田、返礼品違反、ここに書かれているわけ。何だ、甘楽と千代田町か、こう私は思ったわけです。ところが、これをよく見てみると、違うんです。寄附額の30%を超える返礼品、今まで、うちも50%返礼していましたけれども、30%にことしの4月から実施をしておるんですけども、まだまだ30%を超える返礼品を返しているその自治体があるんですね、群馬県に。渋川、上野村、長野原町、草津町、片品村、これはもっと返している。これは指導を受けています。それで、地場産品以外を扱っている、ここに榛東村はトップに名を連ねているわけです。榛東村、吉岡町、甘楽町、片品村、明和町、これは内容は何なんですか、教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 内容については、地球屋さんで取り扱ってございましたフクロダケで

ございます。フクロダケの生産は、吉岡町で行っております。当初の理由としましては、フクロダケを育てるためにポットで育てるんですが、その中のわらが榛東産ということで、当時は榛東の関連したフクロダケであるということで、総務省に一生涯説明をしたのですが、新聞報道でもありましたように、地域外の返礼品ということでご指摘・ご指導を受けました。その新聞報道後すぐに、寄附者に迷惑がかからないように取り扱い事業者と相談して、今は早急に取りやめをしましたので、榛東村としては違反は一切ございません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） わかりました、ありがとうございます。

現在、榛東村は違反を行っていない。総務省がこの件については相当力を入れておきまして、違反があると、返礼品の基準を守らない自治体を制度から除外し、寄附者が税の優遇を受けられないようにすると、ここまで総務省は言っていますので、この辺も含めて、納税者に迷惑がかからないような、そんな対応を今後もしていただきたいと思います。

次に、この返礼品については、私は何回も言っておるんですけども、新しいものを開発しましたか、課長。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 新しいものというか、新しい事業者として、6月から説明しておりますが、榛東村商工会、また、夢というか、昨年度からずっと計画を立てていたようなんですが、霞山カントリークラブの登録を現在進めております。霞山カントリークラブにつきましては前向きで、今さとふるの登録、また違うポータルサイトの登録について、村も協力しながらやっているところでございます。

また、新たな返礼品として地球屋さんは、はちみつやオリーブオイルなどの今はやりのオーガニック食品、また、バターやチーズのセット、そして岩田養鶏さんは、卵とバウムクーヘンのセットなどが新商品の登録として、今さとふるに載っております。それと、しんとうふるさと夢工房やワイナリーについても、新しいセットメニューで寄附金額によってセットメニューを変えていただきまして、登録をしているところでございます。

来年度に向けては現在、新規返礼品事業者を随時募集しております。また、空前のアウトドアブームということで、今年度も11月まで創造の森、たくさんの方にキャンプやバーベキューをしていただきまして、利用していただきました。その方たちが利用できるような創造の森のキャンプ場の利用券が返礼品にならないか、現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 先日、テレビを見ていたら、何か肉と卵、養鶏屋さんで出ているのを見たんですね。あれはすごいその反響あるらしいんですよ、都会では。だから、ああいうものを今後入れていくというのはあるんですか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 松井議員がテレビで見たというのは、新井養鶏さんですか。

〔「うん、そう」の声あり〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 私も見させていただきましたというより、村長と伺いました。返礼品に加えるかということですが、今回、テレビの放送は人気番組のため、本当に村にも、また新井養鶏さんにも問い合わせが殺到したようでございます。その新井養鶏さん、今まで忙しくて、このふるさと納税の返礼品には協力をしないというよりも、忙しくて協力できないよということでもございました。でも今回、村長と番組の収録日にお伺いしたときに、社長と息子さん、要は、跡取りのせがれさんと話すことができまして、そのときに、榛東村にこのおいしい肉と卵をぜひ榛東村の返礼品として登録してくれないかということを行いましたらば、村のためになるのであればということで、快く引き受けていただくことができました。よって、今現在、ポータルサイトに登録を、私もまた村も載ることを待ち望んでいるというか、待っている状態でございます。もうしばらくお待ちください。登録にはしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 榛東村の米なんですけれども、ある課長の家のお米とある議員の家のお米というのは、ちょっと違うんですね。いただいてみて、すごくおいしいその米なんですよ。びっくりして、こういう米を含めてJAとか調整して、榛東の米はおいしいよというパターンでやったら、課長、どうですか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） JAとは常日ごろから連携をして、農業、またいろいろな産業等でも連携をしているわけですが、今回のJAと連携してお米を取り扱いすることは、今の榛東村ではしておりません。なぜかという、JAは榛東村だけではお米を取り扱っていないんですね。渋川、吉岡、また近隣町村、北橋とかですね、いろいろなところのお米が一つに集まって、そこで精米をして、それを売っているということですので、純榛東村産のお米ではなくなってしまうので、榛東村で

は、先ほど総務省も強く言っているように、本当に榛東産のブランドのお米なのかというのもご指摘されても困りますので、現在は、前橋の精米所のお米屋さんに頼んで、個人経営のお米屋さんに頼んで、純榛東村産のお米を扱っております。

しかし、杵井議員が言うように、JAと連携しなければならないよなということは、私も重々承知しております。現在、先週ですか、榛東村でできたおいしいお米、検査させていただきました。その検査は、JAで榛東村が買ったお米200袋を全て検査して、検査に合格した1級、2級のお米だけを買取らせていただくことになるんですが、ほぼ百九十何袋は合格ということで、喜んで買取らせていただきましたので、JAが全く関与していないというのではなく、常日ごろから連携しておりますので、その辺は心配なさらず、安心してください。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杵井保夫君発言〕

○9番（杵井保夫君） いろいろなデータをもとに、村としてもね、平成30年については3億円を計上しているんで、課長の言われる最後の最後まで努力されて、なるべくそれに近づけるように、そしてそのまた皆さん会議を開いて、問題点等を把握されて、それでやっぱり31年度に向かっていかないと、どんどん落ちる一方なんで、このふるさと納税についてはね。だから、何かのヒット食品をつくらなくちゃいけないんです。その辺も含めて努力をしていただきたい、このように思います。

それでは、2つ目のこれは榛東まちづくり計画について。

先日、このまちづくり計画、副村長のほうから伺って、今回、補助金の話なんで私は質問しますが、これについては、補助金がおりになくなっちゃうからだめだってやつはもう言わないでください、答えなくて結構ですから。そうじゃないと、せっかく持ってこようと思っている補助金が来ないんじゃないかなってね。

それで、今言われている榛東村まちづくり計画、これは平成13年3月、計画が出されておるんですね。ちょうど13年3月というのは12年度末なんですけれども、ここの自衛隊の旅団化、まさにされる時期なんです。そういうところのこのまちづくり計画のこのときの計画は、大きく言って、短時間に説明していただきたいんですけれども。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 榛東村まちづくり計画につきましては、今の杵井議員お持ちのものが平成12年度のものだと思うんですけれども、今おっしゃられましたように、陸上自衛隊の第12師団が空中機動旅団化に改編されるということが決定した後に、平成11年度におきまして基本構想、それから基本的な計画、で、今お持ちのものが実施計画編というものになろうかと思っておりますけれども、2カ年度にわたりまして策定をしたものでございます。こちらの計画につきましては、空中機動旅団化に改

編されるということに伴いまして、そういった防衛活動の変化等を勘案した上で、村が防衛施設と共存しつつ発展していくために必要な施策についての計画を取りまとめたものでございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） この榛東村まちづくり計画というのは、1事業なんですね。1事業で、例えばコミセンの改修云々とかが入っていると思うんですよ。そういう中で、今回9月に計画を追加で出しましたよね。まさにこれが中央コミセン、それと給食センター建てかえ、これの75パー補助をいただけるという形なんですね。ところが、追加が本当に成り立つものなのか、1事業と書いてありますよね、これ。それについてちょっと伺いたいんですけども。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今年度の9月議会で補正で計上させていただきましたまちづくり計画の策定と、先ほどの当初の計画とはどういう関係なのかというお尋ねでございますけれども、当初に策定されました実施計画、策定以降、東日本大震災をはじめとする大規模な地震が頻発しているということ、それと、台風や集中豪雨等によりまして、全国各地で風水害、土砂災害等が多く発生してございます。そういった部分につきまして、当初の計画では見込んでいなかったといひましようか、反映されていなかった部分につきまして、今回新たに防災関連施設整備に係ります計画を追加するものでございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） これはすばらしい補助なんですね。例えば用地買収云々なんかにも、もし答えられないなら答えなくて結構ですから、使える金なんですね。となると、榛東村にとって非常にプラスアルファなんですね。ところが、私が一番心配しているのは、このお金というのは1年で来るお金じゃないんですね。来年、再来年云々、例えば5年間に最終的な75なら75%が来る金ということで、補助だということで私は認識しておるんですね。これについて、その結論をいただけますか。

○議長（南 千晴君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） それでは、お答えいたします。

ただいま、総務課長が説明しましたように、今のまちづくり計画は、前のまちづくり計画を補完する新たなまちづくり計画ということで、今策定をしているところでございます。これは、中央コミュニティセンターの建てかえに伴い、コミュニティー施設の社会教育施設とあわせ、災害時において炊き出し等を実施する応急の給食機能を備えた総合的な防災中枢機能を有する施設を整備する計画であります。

整備に当たっては、防衛省のまちづくり支援事業による補助を活用します。まちづくり支援事業が採択になるにはまちづくり計画策定が必須条件であるため、議員ご存じのとおり、9月議会に補正を上げさせていただき、承認をいただいたものでございます。まちづくり支援事業は主なものとして、自衛隊の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響によって周辺地域の住民の生活や事業活動が著しく阻害されている場合で、地方公共団体が住民の需要及び防衛施設の存在、自然環境、歴史、文化等の地域特性を踏まえつつ、その障害の緩和に資する整備を行うとき、環境整備法第8条の規定に基づき、国が費用の一部を補助するものでございます。

まちづくり支援事業の補助額は、補助対象事業費の10分の7.5を乗じて得た範囲の額であります。この事業は多大な建設費等かかりますので、議員おっしゃるとおり、単年度というわけにはいきません。最低でも3年ぐらいは、まだこれは計画策定中なので、はっきりした年度は申し上げられませんが、かなりかかってしまうということでございます。現在策定中の計画が完成次第、まちづくり支援事業の採択に向けて、必要の進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 長期戦ということで考えさせていただきます。

そういう中で長期戦になったときに、不具合が出てくると思うんですね。例えば中央公民館、これについての耐震化がなされていない。それと、給食センター。給食センターについては、その間食の安全を守るために機材等を入れなきゃならないという状況を発した場合には、速やかに改修整備をしますよね。それはある程度の目安というものを持っているのか、いや、食なんだから、子どもたちに食べさせるのに金粉がまじった云々なんていうのは困るわけですから、だからそれはもう文句なしに整備をしていくんだと、こういう物の考えなのか、その辺をちょっと伺いたいですけれども。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 松井議員ご指摘のとおり、現状の状況下で発生する不具合や損耗などについては、必要な修繕は適切に行っていかなければならないというふうに認識はしております。費用の上限というところについては、設けているわけではございませんが、今申し上げたとおり、その状況に応じて運営に必要なものはつけていかなきゃならないというふうに考えております。

今年度村では、公共施設の長寿化計画個別施設計画を策定して、現状の把握、中長期的な整備方針、必要なコストなどを村全体で整理・検討を今進めているところでございます。議員ご指摘のとおり、中央公民館は築45年が経過して、経年劣化が進んでいる部分もでございます。また、耐震面での課題もございしますが、南部コミュニティセンターだけでは村内の生涯学習の拠点の機能を補いきれないため、機能の一部を南部コミュニティセンターに移管させた上で、安全面に配慮しつつ、施設の活用を継続

している状況でございます。

学校給食センターにつきましても30年が経過しておりますが、議員ご指摘のとおり、施設のトラブルで学校給食の提供が滞ることは避けなければならないため、業者による定期点検及び早期の修繕等を行うことで、大きなトラブルの未然防止に努めておるところでございます。

そういった現状を認識した上で最適な補助金などの適用を模索しているもので、先ほど副村長が申し上げた新しい施設整備に仮に複数年要することになったとしても、それが将来的に村民の負担の軽減につながるものであると考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 単純に考えると、この75%の補助というのは非常にすばらしい補助であって、要は最終的、いろいろの何年後にトータルした数字を拾うと、間違いなく直しても何してもこっちのほうを得なんです。そういう結論が出るんですね。ただし、やはり限度というものがあるんで、例えばですよ、村民プール、ありがとうございました。あんなに解体していただいて、きれいな畑になって、地主さんが感謝していると思います、村長。まだ最終的なあれは終わっていないんでしょうけれども。ところが、ああいう事業が1つ終わると、この畑から給食センターへフリーで入れるんですね。今まで入れなかった、村民プールのフェンスの関係で。ところが今、入れちゃうんです。となったときに、例えば、これも大がかりなお金をかけてその畑との境をやるのかとかいうのは、いろいろ出てくると思うんですよ。だから、そういうものはその今言う金をかけないで何とか努力しますととかという、そういうお考えなのか、その辺をちょっと伺いたいですね。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 村民プールの解体工事につきましては、11月末をもって完了し、この後12月、地権者に返却する予定でございます。その返却の前に、今、議員さんのご指摘のとおり、村民プールと給食センターの境目のところに現在フェンスや壁等がない状況ではございますが、新たにそこに壁の工事というのもまたどうかとも思いますので、今教育委員会事務局で検討しておりますのは、簡易な柵を設けて、敷地の制限を示すようにしていきたいというふうに検討しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 最終的に、中央公民館、これについても、大きな地震があった場合については速やかな行動を起こしていただいて、誘導、初期等云々とれるようなパターンをつくるとかね、そ

れとか、給食センターについては、子どもたちの安全・安心ですから、基本は。いや、もう金をかけられないからという話じゃないと思うんですね。その辺も含めて、今後長期戦になるご検討をお願いしたいと思います。

それと、3項目入ります。延伸道と村道等について、これについて伺います。

昨日の県議の一般質問において、平成38年第4期工区、ここまで完了するという話を昨日伺いました。そういう中で、38年ですよ。もう青写真は前からもらっています。道づくり会議ということでね、いろいろもらっています。そういう中で、我が榛東村のその担当部下が例えばその延伸道にぶつつく90度に直角に入っていく道路を受け入れをつくったり、ここの橋は頻度が高いから、この橋はもう改修橋の筆頭だよとかという、そういう計画をいつからつくるのか。例えば、計画をつくるのにプロジェクトチームをつくってから進めていくのか、確かに、県が動くからという話もあります。ただし、榛東村の物の考え方が全然村民間の意見も通らず、成り立っていなかったら県との調整に入れないと私は思っているんですね。だからその辺も含めて、課長、いつごろからやるつもりでいるんですか。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 延伸道と村道の接続ということでございます。現在ですけれども、群馬県が整備を行っております幹線道路でございます上毛大橋延伸道路の南新井前橋線バイパスにつきましては、先ほど杉井議員がおっしゃったように、高崎渋川線から高渋バイパスの雛子の交差点までの3期工区につきましては用地買収、それから、改良工事が着手されているという状況でございます。また、雛子の交差点から上野の交差点、上野幹線までの4期工区、約2.6キロございますけれども、この区間につきましては、用地の測量を進めているということでございます。幹線につきましては、県土整備プランでも平成38年完成の予定ということでございます。

県の主導でいいのかというようなご意見でございますけれども、第4期工区につきましては、多くの村道が接続しております。村道の安全性や利便性を考慮した道づくりが重要であると、村でも考えているところでございます。また、県の道路計画では、地域ニーズを反映した道づくりとして、住民説明会や村民アンケート等の意見のほか、県主催の道づくりワークショップ等に参加いたしまして、地元の意見を反映した計画となっております。今後につきましても、接続する交差点周辺の取りつけ道路等については、安全で使いやすい村道が整備されるよう、県と調整、検討を図ってまいりたいと考えております。可能な限り村負担のないような形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） あれよあれよという間にですよ。延伸道がどんどんできてきちゃうんですよ。そういう中で、やっぱりこの延伸道、第4期工区というのはこれ榛東村を通ってくるわけだから、榛



東村のその今言う村民のご意見を反映させながら、例えば副村長率いるプロジェクトチーム、この延伸道のね。そういうものを早目につくって、それで問題点はこうだあだという話を私はしていったほうがいいと思うんですね。そうじゃないと、腹案もないのに県にやれやれなんて言ったって、できっこないんです。だからその辺をね、課長、もうちょっと緻密、真剣、こういうふうを考えていただいてかかないと、もうすぐですよ。来年は31年度ですよ。だからこの延伸道については、真塩村長と今の高橋県議、この努力で来るんですよ。だから、この人たちにあと4年はやってもらって、その線引きをちゃんとしてもらう。それなのに、榛東村は何もできていないなんていう話じゃだめなんですよ。そう思いますんで、この辺はやっぱり努力、重ねていただきたいなと、このように思います。よろしくお願いをします。

あと、聞くとところによると、県道と村道の例えば今回県道で来る。今までの県道はどうするんだ。真塩村長は、それも県道にするんだと、努力していただく答えをいただいているんですけども、やっぱりそう甘くないところもあるらしいんで、その辺も含めてご検討いただきたいと思います。

最後に、太陽光発電について伺います。

ことしは猛暑、猛暑、暑くて家にいられない。こういう中で、課長、ソーラー、売電はばっちりなんですか、こういうときは。どうですか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 太陽光発電においては、暑いからといって発電量がふえるわけがありません。高い気温は発電に悪影響を及ぼしております。また9月以降は、太陽が出ている時間が短く、日光の強さも全体的にそれほど強くないんですね。見た目以上というか、肌で感じる以上に売電がされていない状況でございます。ただし、4月から6月については条件がよかったため、11月現在ですが、昨年と比較すると3%ほどの発電量となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 暑いからいいという話じゃないんですね、基本的には。認識を新たにさせていただきます。

まず最初に、白子の海のソーラーパークについて伺いたいんですけども、答えられないところは答えなくて結構です、白子さんも相手にいるしね。私は、この白子の海ソーラーパークについては、発電のこの村長と議長とぼんと押すところに参加しています。要は、前の工事云々のときのこの議会には出ていません、まだ村会議員になっていませんから。そういう中で私が聞く範囲では、白子の海ソーラーパークは、村があそこの土地を借りる。借地代とあそこの固定資産税、これがイコールなんだよと。だからあとは、どんどん売電すればもうかる以外ないんだと、こういう認識でいるんですけ

れども、いたんですね、ずっと。これは違いますよね、課長。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 平成25年の契約時において白子のりと契約したのは、191万7,000円の借地料でございます。現在の借地代については、30年度においては171万6,000円となって支払っております。これについては、固定資産税の変動によって12月までに協議をするということでございますので、31年度分の地代についても、白子さんと村で12月中に協議をして、来年度の借料を協議していきたいと考えております。

また、ソーラーポート、売電収入なんですけれども、年間約2,800万円ほど上がっております。維持管理費、消費税等で約800万円ほど経費、維持管理がかかっておりますが、差し引き2,000万円残っている状況です。それは決算書にも載っております。しかし、工事費が2億円近くかかっておりますので、現在の2,000万円の収入については、借金はないんですが、工事費を返済しているような状況でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 実は、いろいろな資料をひもとくと、例えば20年後の白子の海、あれを解体するのに約800万から900万の予定をしているんですね。そういう900万、多くとって900万としてもですよ、今のままで固定資産税50万、40万、この辺と借地代190万とかというそのギャップですよ。そうすれば、20年間で2,800万から3,000万になるんですよ。これでもう全然20年後の処置ができるわけですよ。それがどこへ行っちゃっているのよという物の考えになるじゃないですか。私は、その辺の経緯、10対3であれをとっているんですけども、議会ではね。各委員会、全員協議会、議員懇談会、いろいろな資料を見させてもらっていますけれども、どうもこの辺が納得いかないんですね。ただ、今言うように、20年間は1億9,000万、返納するのにかからないかと、10年で終わるから。10年で終われば、あと10年間は村のもうけになるんだろうな、これはわかりますよ。ただ、もうちょっとその辺をね、一緒だから全然もうかっているだけだというパターンでこれは本当にいいのかという話ですよ。村民がどのぐらいこれイコールじゃないということを思っているかですよ。私はイコールだと思っていましたからね、ずっと。そんなのを含めて、やっぱり前のことはもう忘れ去るんじゃないかと、ひもといて戻さないとかだめなところが出てくるんじゃないかと思うんですね、村にとって。20年間あるんですから。

次は、SBエナジーのほうへ行きますか。

こういう話なんです。私は、これも議員になってわかったんですけども、要は、あそこのSBエナジーに対する借地代は売電の3%、こういう話なんです。それで、見積もりとしては380万

らい。そのほかに、3年間は俗に言う固定資産税ですよ、償却資産税、要はパネルですよ、これが3年間は無料、SBエナジーに対しては。3年以降、600万だかのぐらいをとらなければ合わないよと、こういう話で進んでいる榛名カントリー跡は、実際にそのものは入っているんですか。要は、償却資産税と、それとソーラーパーク3%、言えないのなら結構ですよ、最後。どうですか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 平成29年度の借地料は売電金額の3%であり、決算書にも載っておりますが、361万8,600円となっております。また、今、償却資産、固定資産税の償却資産分ですが、パネルやパソコン、フェンスなどの固定資産税については、秘匿情報ということでお答えができない状況でございます。すみません。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 歯の治療で、インプラントってありますよね、目はレーシック、ありますよね。これ、副作用云々言いますけれども、最終的にその今言う15年、20年後をまだ経験していないんです、誰も。だから、最終的な副作用なんかわからない。それと同じように、この太陽光パネルについても、20年後にその今言う75の償却があるか云々というのはわからないんですね。その辺を含めると、やっぱり課長、余裕を持っていかないと、確かに1億9,000万は返納できても、それ以外の今言うもうけの中で余裕を持っていかないと、20年後に行くまでの間がつぶれちゃ困っちゃうわけだから、だからその辺も含めて検討していったほうが、私はいいんだと思うんですね。

あともう一つ、私が議員になったときに、あの上を大雨が降ると、はい、900万、はい、一千何百万、こういう整備費で、側溝から何からみんな直したんですよ。それは、あのエリアを守るためなんですね。だいいち、売電できないですもん、水に流れちゃったら。これって今考えりゃ無駄じゃありませんか。ああいうの無駄じゃなかったですか。どうですか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 松井議員がご指摘のとおり、当初、榛名カントリークラブの跡地造成工事は、雨量等について検討されていなかったものと存じております。排水路を設置していなかったために、平成24年度に災害復旧工事等で先ほど言ったように500万だの1,000万だのかかったわけですが、翌年度、その工事で雨で流されたものについてはすぐに改修をし、現在はその側溝等は機能を果たしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） よくシルバーさんを使って、SBエナジーの草刈りさせたりね、そういうのを前していましたけれども、課長いわく、120万ぐらいもらったって黒字じゃなくて赤字になっちゃうんだと、だからもうSBエナジーさんに自分で契約してやってくださいという話で、例の120万も村には通らず、直接業者へ行くという話も聞いている中で、将来的に、最終的にどうするか、今、見積もっていますか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 土地の貸し付け期間は、平成44年6月30日までとなっております。期間満了の12月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないとき、本契約は同一条件にて更新されたものとするとの契約となっております。よって、平成43年、要は1年前になりますが、6月30日までにSBエナジーときちんと協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） やっぱり将来的にね、息子さんやり云々が一生懸命やらなきやいけない榛東村なんで、やっぱりある時期になったらひもといて振り返らないと、もう進んできているからいいやいいやじゃないんですよ、損しているところもあるんだから。だからその辺を十二分考慮して、今後頑張っていたきたいと、このように思います。

以上で終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で9番松井保夫君議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を11時10分といたします。

午前10時53分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位3番蜂巢實議員の一般質問を許可いたします。

3番蜂巢實議員。

〔3番 蜂巢 實君登壇〕

○3番（蜂巢 實君） 皆さん、こんにちは。

昨年12月に1回質問をさせていただきまして、ちょうど1年経過いたしました。ちょっと緊張していますけれども、時間も十分ございますので、ゆっくり話したいと思います。

それでは、昨年は榛東村における農業問題を質問させていただきましたので、今回は、交通安全会長の方がこの交通事故防止関係についてやってほしいという話がありましたので、ちょっとその辺に

ついて実態を調査してまいりましたので、質問をさせていただきます。

また、去る11月7日から9日にかけて、2泊3日、青森県のある第9師団の視察研修に行ってみまして、そのことについてちょっと触れてみたいと思います。国の防衛のために、自衛隊の役割、そして責務、そして、仕事のあり方の意義ある研修となりました。

近年、我が国において大規模な自然災害が数多く発生しております。自衛隊の活動として、過去の例からも見ても山林火災、海外の災害派遣と献身的に、そして身を粉にして働く姿に対しまして、私は感謝と敬意を表しております。日本国はもとより、世界、人類の平和と安全を目標にしている自衛隊の方々に感謝しております。

そして今回は、榛東村から小学生、中学生の子どもたちを交通事故から守りたいという榛東村の交通事故ゼロ目標に、事故防止対策について、自席に戻りまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 蜂巣 實君発言〕

○3番（蜂巣 實君） まず初めに、交通関係についてちょっと調べてきましたんで、榛東村の車両台数は群馬県下においても上位の位置に占めており、1世帯当たりにおいても1番、2番の位置にあります。車社会の今日の時代、交通事故も減少傾向にあります。全国の事故の状況を見ますと、年間約1万人くらいの方がとうとい命を落としております。事故を起こしますと運転者は、3つの責任が科されます。1つ目は民事責任、2つ目は行政責任、3つ目は刑事責任が科されます。榛東村の事故発生件数は、過去5年間において減少傾向にあります。村内全域を調べたところ、主に道路事情に原因があると思われます。その1つは、センターライン及び側線が消えている場所、一時停止標識、横断歩道標識、消えて見えない場所等が数多く見受けられました。このことが、全部とは言いませんが、事故発生の要因にもつながっているのかなと私は思いましたので、質問に入ります。

1つ目は、村道におけるセンターライン及び側線の消えている道路がたくさんありました。村は早急な対策はどのように考えておりますかを質問させていただきます。担当課長さん、お願いいたします。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） センターラインと側線ですね、消えている道路の対策ということでございます。

建設課では、道路の維持補修等におきまして外側線等の原形復旧を図っているということでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほど、運転者の責任ということで、民事、行政、刑事というようなお話がございましたけれども、この中の行政責任の範疇に入ろうかと思えますけれども、交通違反者が納付します反則金収入を原資とします交通安全対策特別交付金というのが地方公共団体に交付をされているところでございます。この交付金を活用しましてカーブミラーの設置等を行っているほか、総務課におきまして外側線の引き直し等も実施しているところでございます。ちなみに、平成29年度におきましては、小学校の通学路を中心に、2,978メートルの外側線の引き直しを行っております。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 蜂巣 實君発言〕

○3番（蜂巣 實君） やはり、交通事故防止対策として、今後もそういった危険な場所、またセンターライン、そういう消えている場所についても実態を把握しながら、執行の方にぜひとも村民の方が安全に運転ができるような環境づくりをお願いしたいと思います。実態を把握して、早急なる対応が必要ではないかと思われますので、また村民の方からも大変いろんな方から要望がありましたので、よろしく願いいたします。

センターラインの重要性は、事故防止にとって最も重要だと私は思っております。センターラインをオーバーした場合には、対向車と衝突する重大な事故を引き起こす原因となり、また、民事の観点から、損害賠償の点から見ても、非常に大事だと思います。側線においても、安全性から見て、運転者が安心してその道を走行できる条件が必要ではないかと思われますので、今後の対策・対応をよろしく願いいたします。

続きまして、2番の一時停止標識、横断歩道標識が消えて見えない場所が非常に多く見られましたので、その対策についての執行側の考え方についての説明を求めます。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 一時停止標識等の規制標識、それから横断歩道の標示につきましては、これは群馬県の公安委員会が設置しているものでございまして、住民の皆様等から見えないとか、あるいはその看板が曲がっているとか、そういったような通報を受けた場合につきましては、都度現地の状況を確認した上で、その旨を公安委員会に連絡をしているところでございます。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 蜂巣 實君発言〕

○3番（蜂巣 實君） 数カ月前に、13区の交差点にて人身事故がありまして、それでちょっと私も、村長さんだったかな、話しました。信号機の関係とかまた話しまして、そうしたらちょっと無理じゃないかという話がありまして、先日、自衛隊から南に進行しましたところ、かなり大きな一時停止標識看板が立てられました。これは本当に重要かつ大事なかなと思って、見て、これだったら大概の方が

止まれるんじゃないかというふうに見まして、確認させていただきました。

それから、一時停止標識が消えたり、横断歩道が薄くなっているの、住民の方からの要望であります、交通事故防止のために設置したり、引き直したりの要望がありますが、どのような対応をするかを考えておりますか。ちょっと意見がダブりますんで、それで先日、打ち合わせのときに総務課長から、この関係については渋川警察とか交通安全協会の関係なのでという話がありましたので、管轄は違うと思われませんが、管轄違いであっても、やっぱり村としての道路であるし、村民の方が利用していることもあるので、要望があった場合には、交通安全の対策を早急に申し入れと調整をしながら、安全対策に努めてもらえればありがたいなと思っております。

一時停止標識が見えない場所も、本当に数多くありました。事故の原因にもつながると思います。事故の発生した場合に、やはり損害賠償の観点から見ますと、過失の割合というものが出まして、そして、事故発生減少にとっても重要と思われれます。実態を、現地を把握してもらいまして、対策をしてほしいと思います。横断歩道が薄くて、消えて見えない場所も数多くあり、歩行者が安心して安全に横断できる対策が必要だと思います。その辺も村としての対応をしてもらいたいなと私は考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、3番の側溝ぶたの設置の必要な場所が数多く見受けられ、安全面、道路の利便性の観点から、溝ぶたについての設置の考え方についての答弁をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 溝ぶたの設置の必要な箇所が多く見受けられるということでございます。村では、村道を安全に、また有効に利用できるよう、道路の新設工事、改良工事において、溝ぶたの設置や、ふたつきの溝ぶたに順次変更を実施しておるところでございます。しかしながら、側溝の設置等につきましては、区長さんの要望や陳情、請願など、溝ぶた設置に関する要望が数多く寄せられており、順次対応をさせていただいておるところでございます。また、要望を受けた中には、車両等が乗ることが想定されていない農業用水路や、形状が合わず、溝ぶたの設置が困難なケースもございます。村では、溝ぶたの新規設置のほか、村道工事等で発生した再生可能な溝ぶたを有効活用しながら対応に当たっておるところでございます。

今後につきましても、安全・安心が確保できるよう危険箇所の把握に努め、村内道路等の安全対策について、効果的な事業を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 蜂巣 實君発言〕

○3番（蜂巣 實君） 昨年でもことしでもいいんですが、溝ぶたの設置件数は、村内においてどのくらいの件数がありましたか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 溝ぶたの施工件数でございます。平成29年度でございますけれども、27カ所実施しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 蜂巣 實君発言〕

○3番（蜂巣 實君） そうしましたら、27カ所ですか、今後、来年度に向かっても設置件数を多くしてもらいまして、道路の安全管理をよろしくお願い申し上げます。

本当に、溝ぶたなんかと言われますけれども、溝ぶたをかけることによって道路の幅員が拡大され、自転車及び歩行者の安全が守られると思います。現在、毎年区長さんを通じながら20枚程度の側溝が各区に配付されていますが、ちょっと少ないんじゃないかなと思っております。村もその辺の事情を実見されながら、村民の方々からの注文もかなりありますので、ぜひその対応をよろしくお願い申し上げます。そして先日、こういう話があったんですね。去る10月21日月曜日なんですけど、夕方5時ごろ、新井地区の方、70歳ぐらいの女性の方が買い物の帰りに側溝に落ちまして、動けない状態のところ、通りがかった近所の住民の方が助け出したところ、負傷、けがをしているので、消防署に連絡をし、救急車にて病院に搬送された事例がございました。よって、溝ぶたをかける、そこに溝ぶたがかかっているならば、そういうけがもなかったかもしれませんし、そういうことが溝ぶたの利便性、安全性に重要なことかなと思っております。

続きまして4番の、これはちょっと順番が前後しちゃって申しわけなかったんですが、村の交通事故減少対策について、執行側でどのように交通事故減少を図っていくか、それをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村では従前から、交通事故防止対策、交通安全活動に取り組んでおりまして、昭和48年に榛東村の交通対策協議会を設置しております。これは、会長が村長、副会長は区長、構成員は村の交通指導員、村の交通安全会、あるいは、渋川交通安全協会の幹事等で構成をされております。

この交対協の活動でございますけれども、朝の街頭指導、あるいは夜間パトロール、一斉街頭指導、小・中学校、幼稚園、保育園での交通安全教室等でございます。また、渋川警察署管内市町村で全てこの交通対策協議会というのが設置されているわけでございますけれども、そちらでの活動を通じたりということで、従前から取り組んできておるところでございます。また、本年度につきましては、今申しあげました渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会の交通安全総ぐるみ大会というものを



毎年度関係市町村持ち回りでやっておるわけでございますけれども、本年度につきましては9月に南部コミュニティセンターにおきまして、秋の全国交通安全運動期間中でありましたけれども、こういったものも実施して、交通安全意識の醸成を図っているところでございます。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 蜂巣 實君発言〕

○3番（蜂巣 實君） じゃ、その点について幾つか質問がございますので、よろしくお願ひいたします。

まず1点として、村の交通事故発生件数は現在どのくらい発生しているか教えてください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村内の交通事故の発生件数でございますが、平成19年、これは統計的に暦年でございます、1月から12月でございますが、平成19年の96件をピークに減少傾向にあります。昨年、平成29年については、ピーク時のちょうど半数の48件となっております。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 蜂巣 實君発言〕

○3番（蜂巣 實君） 非常に件数も減少している傾向で、ありがたい話であります。やはりそれに対しては、交通安全協会ですか、また安全会の役員の方がいろいろな事業を行っていて、事故防止に対する啓蒙をやっておるところがこのようにつながっているんじゃないかと思っております。

続きまして、ダブるかもしれませんが、事故の減少を図るために、村はどのような対策を考えているかどうか教えてください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほど、冒頭の、冒頭といいましょうか、この項目の冒頭で申し上げたとおり、協議会等を設置して従前から取り組んできておるところではございますけれども、特に交通指導員、あるいは交通安全会の皆様を中心としまして、村内の保育園、幼稚園、小学校、中学校において、交通安全教室を実施しております。またそれ以外にも、1年間で4回交通安全運動期間というのがございますが、その4回全ての交通運動期間中に一斉街頭指導、あるいはスーパーでの店頭指導及び朝の街頭指導等を行っているところでございます。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 蜂巣 實君発言〕

○3番（蜂巣 實君） 今後ともそういった指導を重ねながら、事故防止対策をお願い申し上げます。

続いて、高齢者に対する対策はどういうふうな考えをしているか教えてください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 高齢者に対する交通事故減少対策ということでございますけれども、本年度におきましては、村の交通安全会の女性理事が高齢者宅を訪問いたしまして、交通事故防止に関する啓発品の配布を行ってございます。これを4月に実施してございます。また今後、グラウンドゴルフをされる方が多いというところから、グラウンドゴルフ場におきまして啓発品を配布することが予定されております。また、平成29年度から、高齢者運転免許証自主返納者支援事業といたしまして、65歳以上の方、村内に居住されている方でございますけれども、1万円を助成する制度を新たに設けたところでございます。ちなみに、昨年度の実績でございますが、64名の方に助成金を交付してございます。また本年度、11月20日現在でございますが、39名の方から申請がなされているという状況でございます。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 蜂巣 實君発言〕

○3番（蜂巣 實君） 高齢者が、よく新聞、テレビなんかを見ますと、ブレーキとアクセルを踏み間違えて店に飛び込んだり、横断者のところを走ってしまったり、いろいろなケースがあります。榛東村にも今話されたように、大分返納者も増えておる、そして、そうした者ですね、何人か聞いているんですが、まだ若いのに免許証を返したいという人も聞いていますし、やはり榛東村は車がなければ買い物にも、行くについても不便な場所もありますし、だから、その免許証を返したら今後どういう生活をしたらいいかななんて聞く人もいますけれども、大きな事故を起こす前に、そういった防止対策もいいかななんて思っております。1万円もらえるから返納するじゃなくて、自分の身を守る、また、人に危害を与えない、そういう精神のもとにそういうことがあるのかなと、今後もそういう方が増えてきますので、その辺も踏まえてよろしく願いいたします。

次に、小学生の方、中学生の方の弱者の方に対しての交通対策についてをお尋ねいたします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 小・中学生の児童・生徒に対しましては、全国交通安全運動期間であります春と秋に交通安全教室を実施しております。小学校の交通安全教室では、春に横断歩道の渡り方、あるいは自転車の乗り方の講習を行い、秋には大型車両の巻き込み実験、ダミー人形を使用した衝突実験を実施しております。また中学校では、春に交通安全の講話、秋には反射材を使用した実験を実施しております、また夏には自転車マナーアップと称しまして、中学生が朝登校してくるときに生徒に対しまして、自転車のタイヤスポークにつける反射材があるんですけれども、そういったものの配布を行い、啓発をしているところでございます。

また、ちょっとお尋ね外でございますけれども、毎年度3月には、4月から小学校に就学する保育園児、あるいは幼稚園児に対しまして交通安全教室を実施いたしまして、横断歩道の渡り方、あるい

は傘の差し方、安全な差し方等の指導も行っているところでございます。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 蜂巣 實君発言〕

○3番（蜂巣 實君） 小学生、中学生の方が交通事故に遭われまして、将来ある方が今パラリンピックとか、盛んにこれからの2020年にありますけれども、やはりその中を見ますと、交通事故によって足が切断されたり、そういった事例がかなりありまして、その方にはその方それなりに努力しまして、社会復帰に一生懸命更正をしている姿が受けられます。榛東村からそういった将来ある子どもたちの安心・安全のために、また村をしょって立つ子どもたちですので、ぜひ安全教室に重きを置かれまして、村もそれなりな対応をお願い申し上げまして、次の質問に入ります。

学校の周辺の子どもの安全確保については、どのような対策をしていますか、教えてください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 学校施設周辺の交通安全対策といたしましては、先ほどもご質問いただきましたけれども、外側線の引き直し、あるいは、路側にグリーンベルトを設置してございます。またそのほか、見通しの悪い交差点周辺に児童横断注意という注意喚起の看板を設置してございます。本年度中にまた村の交通安全会が注意喚起看板等については増設を予定しているというところでございます。また、他市町村で事例がございますが、学校周辺の道路につきまして、最高速度30キロに制限するゾーン30という取り組みがございます。こちらについては警察のほうの交通規制になりますので、警察と協議をしていきながら、来年度以降実施できるように検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 蜂巣 實君発言〕

○3番（蜂巣 實君） ぜひ安全確保のために、よろしく願い申し上げまして、次に、私が村内をこういうふうに見まして、カーブミラーの関係なんです、新しく設置する必要がある場所も見受けられております。それら辺について村は、実際ここが危険だからというところを調査なりしてもらいまして、設置する考えがありましたら、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） カーブミラーにつきましては、毎年度、年度の当初に、区長会の際に要望箇所等を紹介させていただきまして、要望があった箇所につきまして、要望箇所全てにつけられる予算というのちょっと確保できていないものですから、優先順位をつけまして順次設置をしているという状況でございます。こちらの設置の経費につきましては、先ほど申し上げました交通安全対策特別交付金を活用しております。こちらの交付金がかここ数年、年々交付される額が減少をしてきてい

るという状況がございまして、なかなかその要望全て設置できるというような状況にちょっとないんですけれども、優先順位をつけさせていただくというところで、対処はさせていただいているところでございます。

今お尋ねは、新設ということでのお尋ねでございますけれども、設置済みのカーブミラーにつきましても老朽化したりということがございまして、修繕の必要があるものもございまして。そういったものとのバランスも考慮しながら、新設をさせていただいているというところでございます。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 蜂巢 實君発言〕

○3番（蜂巢 實君） 新設はもとより、今現在既に設置してあるカーブミラーが雨とか雪とかで根元が腐り、そして倒れている、そして危ない、倒れそうなどころもかなりあるんですね。だからそういったところを、新設についても大事ですけども、今現在それを点検してもらいまして、やはり重要な村のやるべき仕事かなと思いますので、よろしく願い申し上げます。

そして、まだ時間が、ちょっとまとめて、交通安全会の方の話もありましたので、村の交通事故防止対策として、交通安全会会員の役員の方をはじめボランティアのほうで、活動についてまとめてみました。役員の皆さんが事故防止対策として、活動の一環として、広報車に乗って夜間パトロールを、村民の多くの方々に交通安全を呼びかけることもやっています。これはやはり広報車が回ってきますと、自分たちも、交通安全運動期間のみならず、日常生活の中でやはり注意喚起を求めているんだな、やるんだなという心の動きが安全につながるのかなと、こんなふうなことで、大事ななと思っています。また、一斉街頭指導ですか、このことについても、梨をやったり、またいろいろ事故ナシということで、その対策についても非常に運転者と村民の運転者の方に好感度が持たれている話も聞いておりますので、今後ともさらなるご支援よろしく願いいたします。

そして、安全教室によりまして、交通安全の大切さ、そして命の大切さの指導、先ほどもありましたけれども、自転車も今死亡事故もあります。今までは、自転車に対する任意保険等もありませんでしたけれども、最近、自転車によって死亡事故をさせたりしますと、車と同じように数千万だ数億だという損害賠償も発生されているので、自転車のマナーアップも非常に重要ななと思っています。

それで、先ほどもカーブミラーの話をしましたけれども、安全会の役員の方が寒い中、ほこりとか汚れている掃除をしている姿を、非常にボランティア精神かなと思っています。私も、自分も4年間安全会にお世話になりまして、やはり村の全体を広報車に乗って夜間パトロールもしましたし、そういった経験をしておりまして、榛東村から1件たりとも事故が発生しないように、そしてゼロを目標にしまして、榛東村が安心・安全で交通ができ、そして道路整備状況もよくなり、全てを網羅しまして村のさらなるご協力を得てやっていただければありがたいなと思います。

まだ時間がありますけれども、以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で3番蜂巢實議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時47分休憩

---

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位4番川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君登壇〕

○5番（川田敏彦君） 皆さん、こんにちは。5番、日本共産党の川田敏彦です。

きょうは、3問を質問します。

1問目は、高齢者、また高齢者に限らず、移動が困難な人たちがふえています。その人の交通対策、村の交通対策をお聞きします。

それから、2問目が榛東のスポーツアリーナの駐車場に赤褐色の石塊が敷かれています。それについての質問です。

3問目が榛東村の学童保育について質問します。

以上、自席でこの質問をさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 一般質問の第1問目です。1つ目は、高齢者、それから、高齢者以外でも移動の困難な人たち、この人たちの交通対策ということでお聞きしたいと思います。午前中も村上議員、また蜂巢議員からも、交通対策というのが出されました。交通政策、高齢者対策ということですかね。

まず、高齢者の現状というのを確認していきたいというふうに思います。現在の榛東村の高齢者の現状、村内高齢化率の推移と、これについて質問いたします。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 65歳以上の高齢者の方は、年々榛東村も増加傾向にあります。推移ということですので、国勢調査の結果から推移のほうを申し上げますと、平成17年と平成27年の10年間の推移を見ますと、65歳以上の総人口に占める割合は17.2%から23.6%と、6.4ポイント増加しております。また参考に、住民基本台帳から最新のデータとしましては、平成30年10月1日現在の人口は1万4,757人、65歳以上は3,675人、65歳以上の総人口に占める割合は24.9%で、さらに増加をしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

それでは、経済的な問題からちょっと確認をしたいんですけれども、75歳以上で年収200万円以下の高齢者数と、これはどのくらいになるのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 75歳以上で年収200万円以下の高齢者数は、約1,300人です。抽出に当たっては、平成30年11月14日時点で75歳以上の者約1,800人を対象とし、対象者の平成29年中の収入額をもとに抽出しました。なお、住民税課税資料の一つである所得税確定申告書等において、収入額が未記載で所得税のみ記載の者がいるため、概数としました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

それから、同じく、65歳以上、前期高齢者の住民税非課税者数、これはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 65歳以上の住民税非課税者数は、約2,200人です。抽出に当たっては、平成30年11月14日時点で65歳以上の者約3,700人を対象とし、課税額がゼロ円の者を非課税者として抽出しました。なお、対象者には住民税未申告の者も存在するため、概数としました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

それから、今度、ちょっと事故のことなんですけれども、高齢者の事故も増えているようです。運転免許証の自主返納者数というのは、今どのくらいになっているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 自主返納者数の推移というお尋ねでございます。

平成25年度から申し上げます。なお、この数値につきましては、渋川警察署のほうで集計をされたものでございまして、平成27年以前につきましては年齢別の統計をとっていないということで、65歳以上の自主返納者数がかかるのは平成28年以降ということでございますが、まず全体での自主返納者数でございます。平成25年が6名、26年11名、平成27年7名、28年が12名、うち65歳以上が11名、29

年は全体で50名、65歳以上は48名、平成30年、これは11月15日現在でございますが、自主返納者数は61名、全てが65歳以上ということでございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

同じく、事故数というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） こちらも、平成25年からの推移を申し上げます。平成25年、榛東村の中で発生しました事故発生件数につきましては65件、うち65歳以上が22件、26年が事故発生62件、うち65歳以上が13件、平成27年は46件、うち15件が65歳以上ということでございます。28年44件に対し、18件が内数でございます。29年も同数48件、65歳以上は17件、本年、先ほどと同じ11月15日時点まででございますけれども、事故発生件数は46件、うち65歳以上は16件ということでございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

今、高齢者の高齢化の現状、それから車の免許の返納、それから交通事故、それから経済的な状態など聞かせてもらいました。総論としては、高齢化率が進んでいると、それから低所得の人も増えている。それから事故の率も今聞いて、パーセントも高くなっているわけですね。例えば今、平成28年度の交通事故44件のうちの18件が65歳以上と。これは4割を超えるということになります。そうすると、いろんな形で車を運転できない、経済的にも肉体的にもですね。そういう人が増えていくということになっていると思います。この傾向は今後ももっと続くということになると思います。

これに対して村の政策ということになりますけれども、先月、中之条で町長選挙がありました。2人立候補したんですけれども、2人とも重要な公約、これを3つ4つ出すんですけれども、その中に、必ず高齢者や障害者の移動の支援、これは当選した人の公約なんですけれども、それからもう一人の人は、交通弱者への細やかな交通手段の確保、こういうのを掲げています。今、この移動困難な人への交通政策、これは全国も今緊急に求められている重要な課題ということになってくるかというふうに思います。

村もこの間、聞きましたら、巡回バスをやっていたと。これは平成21年9月から平成22年9月まで、巡回バスをやっていたんですね。その後、福祉タクシーになっていくと。それから、民間バスが今2社6路線ですかね。あと、関越の高崎街道も含めると、3社の7路線ということですか。いろいろこうやっていると。しかし、今の状況の中で村の施策ということで、コミュニティバスだとか、デマンドバスとか、いろんなところの村民の要求に応えると、こういうことが今重要になってきてい

るというふうに思います。

私のところにも、近所の方とか知り合いの人がいろいろ話をしてくれるんですけども、例えばある人は、長寿会でそういう問題が出されると、店が遠いと、買い物ができない。で、福祉タクシー券はあるんだけど、前橋の病院に行ったり、渋川の遠いほうの病院に行ったりすると終わってしまうというんですよね。そうすると、いざというときのためにとっておくから、そんなに使えなくなってしまうというんです。またある人は、吉岡や高崎や渋川のスーパーと連携ができないかなんて言う人もいます。またある人は、電動カーに補助してくれないかと、こういう人もいます。またある人は、昔は、元気だったときは近所の人を乗せていろんな施設に行ったというんです。けれども、今自分が具合が悪くなって、もうそういうことはできなくなったと。何とかそういう巡回バスの復活とか、そういうのをしてほしいという声が寄せられています。今、全国で地方公共交通整備計画とか、それから地域交通基本条例、こういうのが出ているんです。これは交通対策というのを自治体の中心課題に今掲げている自治体が増えていきます。

そこで、今の榛東村の政策で、村内、村外への通院、それから買い物の対策とか、それから村内各施設への交通対策、こういうところでは、今どんな論議がされてどんな計画がされて、進捗状況というんですかね、そういうのを教えてもらいたいと思います。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 高齢者を含めまして交通対策ということですが、現在村で行っております取り組みといたしましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、関係市町村、それからバス事業者と連携・協力いたしまして、公共交通機関であります路線バスの維持確保、これにまず努めております。それから、バス利用促進、敬老割引制度ということで、65歳以上の方がバスカードを購入する場合、1,000円当たり800円以下で購入できる制度もございます。それから、これも議員おっしゃられたように、福祉タクシー利用補助制度、こちらでタクシー料金の一部を助成しております。この福祉タクシー利用制度におきましては、平成23年度の制度創設以来、創設時に比べまして利用者は105人から159人とふえておりまして、利用件数は実に約4倍になっています。年々利用者がふえてきております。

加えて、買い物対策ということでありましたら、このほかに各団体と協力いたしまして、「しんとう便利電話帳」、こういうものを作成いたしまして、毎戸に配布してございます。昨年度も村広報紙で村内配達サービスを紹介しておりますので、買い物につきましてはこちらのほうも利用していただければというふうに考えます。

それから続きまして、村内の移手段、これについてのご質問がございました。

高齢者を含めまして、移手段の確保、これにつきましては、まずは公共交通機関の確保・充実、これが基本であると考えております。村内での交通手段の確保ということで、議員もおっしゃられま



したように、デマンド交通で村内各地を走らせるバス、これを試験運行してみました、そのときは無料であるにもかかわらず、利用目的、それから利用者が限られていた状態であったため、デマンドバスを利用することなく、先ほど申し上げましたが、福祉タクシーの利用制度、これを創設したことは議員もご存じのことだと思います。

高齢者の増加が見込まれる中、この移動手段の確保につきましては重要な課題であるということで、多くの自治体で捉えております。国で進めております高齢者の移動確保に関する検討会、こちらにおきましても、公共交通機関の活用、それから自家用有償運送の活用、これのほか、行政の取り組みだけでは一定の限界があるということで、公共交通を補完するボランティア団体での活動、それから地域におけます助け合いも今後重要性が増してくるという考えのもと、国土交通大臣の許可または登録を要しない互助による運送、これについても言及しております。地域の特徴や状況、これが違っていて、国や先進自治体、こちらの事例がそのまま本村、榛東村に当てはまるというわけではございません。本村におけます高齢者を含めまして移動手段の確保に当たりましては、バスやタクシーなどの公共交通機関との連携を一層強化するとともに、地域での互助等を含めまして、村においてどう対応していくべきか、総合的な観点から今後も検討を続けていかなければならないと考えております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） どうもありがとうございます。

それから、村長さんに一言お伺いしたいんですけども、第6次の計画の中に、この中にもいろいろ政策があります。そして、乳幼児からお年寄りまで生涯にわたって安心できる健康医療福祉を享受できると、それから、そういう夢に向かって歩むことができる環境を全村一体となつてつくり出していくと、こういうふうにあります。この内容は非常にいいと思います。この内容を実際に生かすためには、高齢者が元気でいろんなところに行ける、こういうことが必要なんですよね。それから、今現在、いろんなところの研究も出てきて、高齢者が元気でいろんなところへ行けたりして、生きがいを持ってやれることが結果的には医療費も削減できていると、こういう結果も出ています。そういう本当に健康な意味で、高齢者も生きがいを持ってやれるような、そういう計画、今、いろいろな細かい説明がありましたけれども、基本整備計画、基本条例、こういうのもぜひ早くつくってほしいんですが、村長の気持ちをお願いします。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） まず、高齢者の外出につきましては、ずっと検討課題になっていると思いますが、現在、榛東村社会福祉協議会と一緒に、生活支援コーディネーターさんが中心になって、高齢者等外出アンケートというのを実施しております。これは高齢者等外出とありますが、外出だけにかかわらず、現在高齢者の方がどんなことに困っているかとか、どんな問題、課題やそういっ

たものがあるかという情報収集をしている段階でございます。この生活コーディネーターということにつきましては、村上議員のところでもちょっとお話をさせていただきましたが、介護保険制度の中の生活支援体制整備事業の一つの中で実施している事業でございます。高齢者の在宅生活を支えるために、地域の社会資源や課題、高齢者の困り事などの情報を収集して、地域の関係者のネットワークづくりをニーズと社会資源をマッチングする役割があり、またこのコーディネーターが収集した課題などの情報を共有・検討して、榛東村としての課題についての問題提起や取り組みを検討する場で協議体というものを実施しているところなんです。こちらを本年度から社会福祉協議会に委託しております。アンケート調査も村と協議しながら実施しているところでございます。財政課長も申しましたように、簡単にできる場所ではないと認識しておりますので、まず榛東村にとってはどんなところから取りかかればいいのか、また行政としてはどんなことができるか、行政だけでなく、地域やほかの事業者の方たちとどうやって一緒に取り組めば高齢者の方や交通弱者の方に対して施策を実施していけるかを今後も検討しながら、実現できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） どうも。

社協のアンケートのこれから聞こうと思っていたところを……

〔「すみません」の声あり〕

○5番（川田敏彦君） いや、いいです。言ってもらって、村長にはあとまだ質問がありますので、これはこれで次へ進みたいというふうに思います。

次に、2問目なんですけれども、榛東のスポーツアリーナの東側の駐車場に赤褐色の石塊、これが敷かれています。これは前、村から説明があった高渋バイパスのですね、それと関連している内容です。村から説明があった7月28日の上毛新聞で、バイパスの高崎渋川線のバイパス、中原交差点から新蟹沢大橋付近、あそこに赤褐色のスラグ、これが出されて、それは鉛とヒ素が基準値以上だったんですね。それはすぐ県が調査をして撤去を求めて、それは撤去が完了しました。これと同じものと思われるスラグがやはりそのスポーツアリーナの駐車場のところですね、幅が20メートルから長さが40メートルぐらいですかね、見たところなんですけれども、そこに赤褐色のが敷かれています。これは、私はこれを高崎市でバイパスで出たのと同じのを見て、私も目で見て、しんとうスポーツアリーナで見たのもほぼ同じです。これは検査というのはされたでしょうか。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 川田議員ご指摘のアリーナ東駐車場の赤褐色の砂利の部分のところでございますけれども、結論で申しますと、検査は検討しておったんですが、現時点で検査は

実施しておりません。といいますのも、今回のそのアリーナの東駐車場の赤褐色の敷き砂利ですけれども、アリーナの東駐車場が造成されたというのが平成14年、現在の敷き砂利状の駐車場となりました。ただ、先ほど川田議員がご指摘のその赤褐色の砂利というのは、当時あったわけではなく、平成23年7月に発生した2回にわたる集中豪雨、これによって、駐車場から接続道路への大量の砂利が流出、そのため、同年8月から9月にかけて、駐車場の出入り口付近の舗装及び敷き砂利の調整を行ったものでございます。川田議員のご指摘のその赤褐色の砂利については、その際に混入した可能性があるというふうに考えており、川田議員からも貴重な情報をいただきながら、その調査を村としても進めてまいりました。当時の施工業者等からも話を聞いて、進めておったわけですけれども、村としても、その赤砂利の化学分析を検討していたところ、平成23年の施工業者から赤褐色の砂利を取り除かせてほしいという申し出がございました。そこで、先月末に村職員立ち会いのもと、砂利の入れかえを既に実施してもらったところでございます。取り除いた砂利については適正に処理されることを確認の上、処分をお願いいたしました。こちらで化学分析を検討しているまさにそのときに申し出があったものですので、こちらとしても村民の安全を考えたときに、いち早い撤去をすることが望ましいであるだろうということで、化学分析をするまでもなく、この部分の赤砂利の撤去を完了させて、現在は原状回復をしてある状況であるということでございます。砂利の入れかえに関しては、事業者の責任において自主的に実施したものでございまして、費用は全額事業者が負担をしたということになっております。

今回の案件につきましては、川田議員さんから貴重な情報を提供していただいたおかげでスムーズに進めることができました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それはいい結果になりまして、それは本当によかったと思います。この最初にこれあったときに、砂利が道路のほうに来ていて、それを私もらって、ちょっと検査させてもらったんですけども、その結果がやはり基準値以上の鉛が出ていました。基準値が鉛は1キログラムについて150ミリ以下が基準値ということなんですよ。アリーナから、駐車場から見つかったのは、1キログラム当たり2,200ミリ、2.2グラムですかね。ですから、基準の14.66倍あったということです。9月18日の毎日新聞でも、これは子どもが訪れるところで基準値の数十倍、これは箕郷のことなんですけれども、そういう鉛が出ればこれはかなり問題だというのが出ていましたけれども、それからもう一つあるのは、業者がわかった場合、榛東村内でほかで使われていると、これもその家庭にとっては危険な状態になるわけですね。これは確認はされたでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 特定の事業者ということではなく、どの事業者であったとしても同じような敷き砂利が敷かれているようでは、大変村としても心配でございます。そういう意味でございます、現在、村内の同じような敷き砂利というところに関して情報を集めておりますけれども、村内にほかに似たような敷き砂利を見かけたという報告は受けてはおりません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 引き続き、もしそういうのがありましたら、ぜひ対処をお願いしたいと思います。また、対処しているという返事ですので、そういう方向でお願いしたいと思います。

次に、第3問目に移りたいと思います。第3問目は、学童保育所の問題です。学童保育所が村内、この指定管理と、それから民間とあります。ちょっと順番を変えて、民間も含めてなんですが、3の処遇改善手当について質問します。

保育労働者というのは、労働者全体の中でもまた低い賃金ということになります。これは全国ですけれども、労働者全体が月にならすと30万4,300円の所定内賃金を受けている。その中で、女性労働者は24万6,100円、それから、中でも女性の保育士、労働者、これは22万1,300円ということで、非常に職種としても低い賃金体系の中にあります。今、国が放課後児童支援員等の処遇改善事業というのを行って、指導員の人の処遇改善、この人のための予算をとってあります。これは、申請すればほぼ通るということになります。指定管理者、それから民間、そこから調査票を出してもらうんですけども、それを村がまとめて国へ申請をすれば、これはほぼ通るという内容です。これはもう既に実施しているところ、これは1人の指導員について、1万5,000円から2万円もアップしたということなんです。これは全額指導員の処遇改善に使います。

この状況、取り込みの計画、まだ榛東はこれからなんですけれども、早急にしてほしいと思いますが、取り組みの状況をお願いします。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 処遇改善手当のご質問でございますけれども、確かに川田議員がおっしゃるとおり、申請をすれば通ることではございますけれども、この処遇改善手当につきましては、交付額の算定基準としまして保育時間が午後6時30分を超えていることや、賃金の増額があった場合で、それでなおかつ、保育所ごとに職員に支払われる総賃金が約603万円を超えているときに、その差額分について申請することができることとなっています。先ほど議員おっしゃるとおり、申請をすれば交付されるものですが、クリアしなければならないハードルがあり、今現在の状況では簡単に申請はできるものではないと考えています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 同じ規模の学童保育でも例がありますので、ぜひ検討を進めてほしいというふうに思います。

じゃ、次の9月議会で学童保育の質問に対しての答弁がありました。その答弁の進捗状況で幾つかの確認をしたいんですけども、1つ、指導員へ就業規則が渡っていないという声がありまして、これを9月議会で取り上げて、これは1人1人確認をして、就業規則、これは全文ということですよ。一部分ではなくて全文ですけども、これは1人1人に渡ったかと、それからこれは村が確認をしたかどうか、これをお聞きします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 9月議会での質問のときに、就業規則について配付されていなかったということ、そのときには確認がとれていませんでした。先ほど今、議員のほうで全文とおっしゃられたんですが、全文かどうかであることは確認はとれてはいないんですけども、指定管理者に確認しましたところ、職員に配付されたとの回答はございました。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それは、9月時質問した内容は、もう一歩進んで、村が確認をしなければだめだと、こういう意味で言ったんです。指定管理者がやっているからというだけではやっぱりこれは弱いんですね。やっぱり村が直接、それも人数も何十人もいるわけじゃないですから、これは1人1人確認をして、そして労働条件というのはこういうんですよと、こういうんですかというのをはつきり1人1人がわかるような、そういうふうにしてもらいたい、もらいたいというんですかね、しなきゃならないと思うんですが、これはじゃ現段階していなかったとすれば、これは担当職員もいますから、時間などのかかりはありませんから、これは確認をして、行っていなければ全員に渡してもらおうと、これをぜひ早いうちにやってほしいというふうに思います。

引き続き質問なんですが、収支報告書について、前回の9月議会で質問をしました。で、収支報告書が平成29年度の収支報告書、これはもう決算されて、今平成30年が行われているわけですから、これを直すというのは本来ないことなんですけれども、それでも正誤表というのが出てきたんですよ。出したと。正誤表を出したということは、指定管理者が間違いを認めたということなんですよね、これは数字が違ってたと。それももう決算が済んだ29年度についてですよ。それを出してきたんですけども、例えば私もこれを見て、いろいろちょっと確認しなければならないなという点があります。

まず、学童についてなんですけれども、基本的な構えなんですけれども、これは高崎の例なんです

が、学童保育だともう何十も高崎はありますよね。指定管理でなくても、全学童に補助金が出ています。そうすると高崎市は、年3回報告書を提出させるんですよね、高崎市の書式があって。それで、補助金がどういうふうに使われているか。もう1円も間違いなく見るわけですよね。で、これは領収書と一緒に確認をするわけです。そして、監査にも職員がいるんですよね。これは市の監査のじゃなくて、職員がこれは監査に行くわけですよね。で、突き合わせをするわけです。そういう点から見ると、非常にちょっと曖昧でしているという点があります。

例えばちょっと質問なんですけれども、収支報告書の正誤表というのが出されました。収支報告書というのは、これは決算書ですから、支出と収入が合わなければならないんですよね。これ、ゼロにならなきゃならない。前の間違っていたと言われるやつは、それでも収入と支出がプラマイゼロなんです。で、今度は正しいとされた正誤表のほうは、収入と支出が違うんです。これは幾ら違って、これは普通こんなのがあり得るかどうかの確認なんです。幾ら違ってというのが時間がかかれば、計算していますか、じゃ。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 申しわけありません、計算はしておりません。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ちょっと時間がないので、これは71万7,000円違うんです。前は収入と支出はゼロだった、プラマイゼロだった。今度は71万7,000円が収入が多くなっちゃっているんです。これ、ちょっと今これが出たのは住民生活課で、今度は総務課も出るんですけども、総務課から指定管理の議案が出るんですけども、これは検算はしましたか、それぞれの課がこれを議員に出すに当たって。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 先ほど、その誤差についてのことに関して、ちょっと認識がなくてというか、正誤表をつくることだけに気持ちが集中したものですから、そちらまで目が行かなかったのはちょっとこちらの誤りなんですけれども、最初に出ました収支報告書というのが学童保育の保育料が月7,000円で、全て7,000円で計算されていました。それが条例にもございますけれども、8月分につきましては、1万円徴収することとなっています。それなので、その分の差額について収入がふえているものと思われま

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 全然数字は違います。7,000円でやるというのは、これは前からの当たり前のことなんです。で、8月は2万円をもらって、3,000円をおやつ代を2,000円と教材費を1,000円、で、1万7,000円で計算しているんです。それでやっても全然違うんです。これはだからこの後文教常任がありますから、それまでよく計算をし直してください。

それから、正誤表に保育料の計算、今、住民生活課長が言いましたけれども、保育料の計算も、29年度のもの、それから29年度、今度は計算し直した額が68万2,000円違うんですよね。それはこれで出ただけで違っているんです。だけれども、これも違っているんです。合っているのは北部第一と南部第二の学童のが、それでもこの保育料の納付状況とは合っているんですよ。だけれども、北部の二と三と南部の一はこのこれから出した計算からも合っていない。ですから、それはまた後で計算をしといてください。

それから、もう一つ質問があります。水道光熱費です。

水道光熱費は、北部第一学童はこれはメーターがありませんから、教室を使ってありませんから、これはゼロに直したんですよね。だけれども、これは領収書を確認して直したんかどうか、それはちょっと疑問ですけども、ゼロにしたんですよね。じゃ、南部第一と南部第二が水道光熱費がありますよね。これ、南部第一は水道光熱費、これは前に出したやつはですよ、37万4,208円だったんです。それから、南部第二が33万8,802円だったんです。そこは同じ規模の学童ですからね、同じぐらいかかるだろうと推測はされます。で、今度は正誤表が出てきました。で、正誤表を見ますと、南部第一の水道光熱費は3万2,090円になったんです。10分の1以下になったんです。それから、南部第二の水道光熱費は68万920円だったんです。我々から見れば、同じ規模の学童が21倍の差があるんですよ。南部第一は3万2,000円で済んでいて、南部第二は68万かかっているんです。水道光熱費ですよ。これを議員の要請で出したわけですよ。これを見て、何とも思わなかったですか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） そのことにつきましては、水道料金につきましては水道メーターが1つしかございませんので、1カ所で計上するべきものだというふうに判断いたしました。ガスにつきましては、第一と第二とそれぞれメーターがありますので、そこはきちんと分けられるということで、計上し直させていただきました。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） そういうときは、普通は注をつけてそれを書くんですよ。それを注釈をつけて、こういうわけでこういうふうになりましたと書くんです。

村長に今度はお聞きします。9月議会で私がこの質問をしたときに村長は、答弁で精査をするというふうに言われたんですよね。これは地域の子どもの教育のため、それから地域のため、監査指導を

徹底すると。そして、これは改選期ということだから指定管理の審査があるので、さらによく精査をしていきたいというふうに答弁をされました。11月5日には選考委員会でやったということです。平成25年度から30年までの実績を検討して、そしてゴーサインが出たということなんですよね。これを、こういう数字をも指示を出して、ちゃんと計算をして出させて、そして担当部局から報告を受けたのかどうか、これをお聞きします。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 9月議会のときの答弁と現在の内容についてお答え申し上げます。

1つは、先ほど担当課長のほうから話がありましたけれども、もう目に見えて在籍者の違いがあったと、あるいは8月の利用料の違いがあったということは、見てのとおり、もう初めから間違っていたということがございました。しかし今、水道光熱費、10倍からの差があると、第一と第二でですね。そういうものについては、通常はその注釈をつければまだ納得できるかもしれませんが、これについても昨日も担当のほうと話をしまして、私のほうもちょっとわからないと、これについてはさらに精査をしてくださいと、正誤表だけじゃなくて、そのようなことをもう少しやってくださいということで指示を出したところがございます。数字的にもちょっとおかしいということがあります。さらに、指定管理者でございますので、指定管理者が収入と支出を全くゼロにする必要はないという。これは指定管理者もやっぱり生活したりなんかするわけですから、そういう中で黒字とか、そういうものの決算書上では赤字ではできませんので、黒字が出ても、それに対しての大小というのは我々が言うべきじゃないということを私は考えております。それにしても、歳入・歳出が合っていないということは、ちょっとこれは税務署で言う決算書には通りません。これについても、さらに今精査をしてくださいとお願いをしております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） またこれは文教で話し合われると思いますけれども、やっぱり基本的には、村の責任というのが大きいと思います。これは年間でも二千数百万、それから3年間という8,000万近くの村税が行くわけですね。これは1円たりともおかしいお金の使い方というのはされてはならないというふうに思います。村民の中には、税金を本当に大変な思いをして出している人が多いわけですから、そういうことのないように、短時間でもこれを徹底して、明らかにしていただきたいというふうに思います。これはこのままにしておくと、指定管理協定書の9章の35条の2項の虚偽報告ということに当たってしまいますから、これは任期満了以前にも指定の取り消しということにもなります。このまま不一致と、このまま行くということは、これは済まされないということです。

また不明金、これは返金もあるし、また第三者の監査ということも必要になってくるということもあります。それから、村民の納得のいく解決の方法、どういういい保育をしていくのと併せて、基礎



的な問題ですから、これを対処をぜひ厳しく対処していただきたいというように思います。

以上で質問を終わりにします。

○議長（南 千晴君） 以上で5番川田敏彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を2時5分といたします。

午後1時48分休憩

---

午後2時5分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位5番早坂通議員の一般質問を許可いたします。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） 皆さん、こんにちは。13番早坂です。

きょうは、大きく分けて2つの質問を出しております。1つは、議員の資料請求に応じない理由はということですね。2つ目、ふるさと公園の活性化についてということであります。

まず、冒頭発言として、1つ、読み上げたいものがありますので、これは都道府県議会制度研究会というのがあるんですね。そこのメンバーが、ちょっとこれは名前が読めないんですが、大森という方で、座長なんですね。この方が千葉大学法経学部教授。大山礼子さん、駒沢大学法学部教授、金井利之さん、この人、講演にも何回か来ているんでね、ご存じだと思うんですけども、東京大学大学院法学政治学研究科教授。ちょっとやっぱり名前読めないですね、川村さん、立教大学社会学部教授、小林良彰さん、座長代理、慶応義塾大学法学部教授。齋藤誠、東京大学大学院法学政治学研究科教授。野村稔さん、前全国都道府県議会議長会議事調査部長という方がメンバーになっておるんですが、そこで、これは中間報告なんですね。中間報告のところの「はじめに」という文章をちょっと読みたいと思います。

我が国の地方自治制度は、執行機関である首長と議事機関である議会の議員の双方を住民の直接選挙にかからしめるという、いわゆる二元代表制を採用し、地方議会はその一翼を担うものとして位置づけられている。しかしながら、地方自治法制定後五十数年が経過し、議会と首長の関係あるいは議会に係る制度・運営が実態にそぐわなくなっており、加えて、分権改革の進展により、執行機関を監視政策を提案する地方議会の役割と責任は、従前に比較し格段に増大している。

こうした状況を踏まえると、今後、二元代表制のもとで、地方議会が住民の代表機関として役割を十分に果たしていくためには、議会に係る地方自治法の制約的規定の緩和、さらには議会と住民の関係のあり方等、地方自治制度全般にわたる見直しが必要となっている。

そうした中で、第28次地方制度調査会が、地方議会のあり方をほぼ全面的に審議することになった。これは、全国都道府県議会議長会が従来から要請している議会の機能強化に係る制度改正の実現を図

る好機の到来であり、これまでの要望事項に係る理論構成を確かなものとし、より説得性の高い改善・改革案を提示することが必要となったということでもあります。

あとは、自席に戻って質問をいたします。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず最初に、6月のときにも聞いたと思うんですが、いつから議員個人の資料請求に応じないという方針になったんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） いつからというお尋ねでございますけれども、記録が残っていないため正確にはお答えできないところではございますけれども、6月議会でもご質問いただき、また今回も通告がなされたというところで、歴代議会事務局あるいは課長職の経験者に確認をいたしました。そうしますと、確認した範囲で申し上げますと、平成10年あるいは11年ごろには、その議員への資料提供ということが議会運営委員会あるいは全員協議会等でも議論されたというところがございます、一部その不統一した運用になっていた部分もあるんだと思うんですけれども、従前からその議長名での提供依頼というような取り扱いを行っていたというところがございます。ご通告いただきましたその29年9月以降に方針を転換したのではないかというお尋ねでございますけれども、そういったことではないということでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 平成10年というと、今から20年前ですよ。私がまだ現役の議員でした。もしかしたらそのころ、議運の副委員長か何かやっていたと思うんですよ。で、今言ったような事実は全く記憶にないですね。私がブランクのある前のときには、言えばほとんどの資料を出して、私はもらっていました。私がこのことに気づいたのは、やはり6月議会で言ったように、昨年9月議会で職員の能力を引き出すにはどうしたらいいかという質問をしたときに、榛東村人材育成方針ですか、それにのっとってやっているという答弁があったんで、それを見せてほしいと総務課に言ったら、表紙を見せてこれですと言われて、中をちょっと見せてと言ったら、それは議長を通じてくださいと言われて、初めて何だこれはと気づいた次第です。ですから、さっきの総務課長の答弁は間違えていると思います。これももう既に言ってありますけれども、前の村政のしかるべき人物にも確認しております。議員個人には基本的には資料を出さないという方針は一度も出していません。ただ、もちろん何かいろいろ事情があって、出せなかった資料もあるということは言っていました。まあいいや、次に行こう。

それでは、そこに、通告にも書いてありますけれども、国会がこのような対応をしているわけです。

よ。このような対応をしているのに、榛東村は今言ったように基本的に議員個人には資料を出さないとやっているわけですが、おかしいと思いませんか、今の榛東村の方針が。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） ご通告にありました国会での総理大臣の答弁ですが、平成20年4月4日でございますけれども、この答弁、全部はちょっと読み上げませんけれども、国会議員からの国会審議に必要な資料の要求は、議院の国政調査権を背景としたものでありという書き出しでございます。国会審議に必要な資料の要求ということでございますので、村といたしましても、この議会の審議に必要な資料については提供させていただいてきているところでございますし、また昨年から議案参考資料ということで、別冊にいたしましてより内容を議案の審議に必要なものということで、必要になる事項について提供させていただいてきているところでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私もそうですし、ほかの議員さんもほとんどそうだと思うんですが、資料請求をするということは、やっぱり何らか議案審議に必要だということなんです。全く誰か第三者のために資料請求するなんていうことは、私はかつて一度もないですし、議員の皆さんだってそういうことはないと思いますよ。議案審議をはじめ、一般質問のときに必要な資料とか、そういうことで資料請求しているんですよ。だから同じことじゃないですか。どこが違うんですか、国会で言う議案審議ということと、私なんか資料請求することがどう違うんですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 国会審議、先ほどその引かれた内閣総理大臣の答弁については国会審議ということでございまして、それを地方に当てますと、地方議会ですね、村で言えば村議会の審議に必要な資料の提供はというふうに読みかえるといたしましても、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、例えば条例の改正案を出す、そういった場合にあっては、従前は新旧対照表のみが参考資料ということだったのかと思うんですが、そういった部分を改めさせていただいて、より丁寧な資料づくりというんでしょうか、そういったことで提供させていただいてきているところであります。

参考までに、審議とは何ぞやということですが、会議において議題を慎重に評議・検討することということでございます。これは某百科事典からの引用でございますけれども、ということでございます。議会政治は代表者を通じて議案を理性的に討議し、合理的な議決を行うことを原則としているが、これらの原則を達する上で、十分な審議が不可欠の条件であるということでございますので、審議のためにその資料というのはむしろ昨年以來充実をさせてきていただいているというふな認識を

持っているところでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） だから、幾らそちらがこういう資料が必要だろうとってそろえたとしても、我々議員の立場からこういう資料が必要だということになるのは、当たり前のことでしょう。そちらで我々議員が必要としている資料を全部わかって、それを出しているわけじゃないでしょう。たまたまその国会のやつはそういうふう国会の審議に必要なと書いてありますけれども、これはあるんですよ、やっぱり質問状で。国会議員の金田誠一さんという方が質問していて、その答弁に対して、それはちょっと読み上げる時間はないですけども、ちゃんと政府が答えているんですね。それにはそんな国会審議どうのこうのなんていうことは載っていないです。要するに、国会審議ということにこだわるんじゃなくて、議員活動に必要な資料ということで理解すべきじゃないですか、どうなんですか。

○議長（南 千晴君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） それでは、お答えいたします。

議員必携で、私の議員必携がちょっと古いんで、42ページなんでございますが、議会の権限というものが記載されております。議決権、選挙権、検査権、調査権など11項目の権限があるとうたっております。特に注意すべきことは、これらの権限はいずれも議会という機関に与えられた権限であって、個々の議員に与えられた権限ではないという点でございます。例えば調査権があるからといっても、それは議会で調査を行うという議決がされて初めてできるということでございます。村でも、総務課長が先ほどから申し上げますように、議案として上程しておりますものにつきましては議案参考資料として添付しておりますし、議員全員協議会等で協議いただくものは資料提供は行っております。全員協議会等の中で、また追加資料等要請があれば、個人情報等を考慮し、出せるものは資料提供させていただきます。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それは前から言っているけれども、さっきも読み上げたけれども、国会は、例えば衆議院議員なら衆議院というものを背景として議員が資料請求するんだから、それには極力協力するよということなんです。だから、私が必要とした場合には、榛東村議会というものを背景として資料請求しているんだからという話になるんですよ。調査権、調査権と言いますが、調査権というのは、いわゆる何も資料をもらうことが調査権じゃないでしょう。例えば証人喚問したり、そういうことが調査権でしょう。違うんですか。それを念頭に入れてください。

それで、もう一つ続けて聞きます。

それでは、二元代表制、これは承知していますよね。つまり地方議会は、地方は要するに議員も住民から選挙されて、首長も住民から選挙される。両方とも選挙される。国会は議院内閣制なんで、議員の中から首相を選ぶという形になって、ちょっと違うんですけども、ただ、執行と議会、国会だと首相というんですか、首相と議会、地方だと首長と議会という構図は変わらないんですよ。そこで村長にお聞きします。

議会と行政の共通する最も重要な役割とは何だと思えますか。ご存じですか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは前からも話をしておりますけれども、二元代表制については、これは私が言うまでもなく、早坂議員のほうがよく知っているというような話でございますので申し上げますけれども、議会と首長というんですか、執行部とのほうのやり方については、これについては議会のほうは執行に対しての、首長に対しての余りの暴走とか、そういうものをとめるような、そういう仕組みになっております。何と云っても、議会の議員と首長が主権者である自治体、住民から直接選挙で選任されたこれが本当に二元代表制と言われております。住民から直接選ばれた議員にとって、構成される議決機関である議会と、そして同じく住民から直接選ばれた首長、ともに住民の代表として、それぞれ権能について住民に対する責任を負っているところでございます。これは両方とも同じ責任を負っているというところでございます。議会は住民を代表する意思決定機関として、条例の制定、改廃……

〔「村長、私が言ったのは、議会と行政の共通する最も重要な役割ですよ。共通する」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） お互いに責任を持っている先ほどの住民から選ばれた内容でございます。

いずれにしても、首長と合議体である議会は、住民福祉の向上を図るといふ共通目標を持っております。お互いの立場で意見を出し合うことが首長との、あるいは議会との共通した内容だということに考えております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） これ、ごく一般的にもう言われていることで、議会も行政も共通する最も重要な役割というのは、住民の生命と財産を守ることなんです。住民の生命と財産を守ることが前提で、その上に立って暮らしよい村をつくっていく、暮らしやすい地域をつくっていく、そういうことなんです。そのために議会と執行は何をすればよいかということなんです。それは村長、わかりますか。今、私が言ったこと、何をすればいいのかわかりますか。議会と執行は暮らしよい村をつくるために、この榛東村を暮らしよい村にするために、議会と執行は何をすればいいんですか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほどの申し上げたとおり、両方とも住民から選ばれた議員あるいは首長でございます。そういう中において、これは早坂議員もおっしゃったとおり、住民の生命、財産を守る、福祉の向上を図るという目的の中に、これは一緒にやっていくということでございます。これは全てを言いあらわしているんじゃないかなというように思っております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 暮らしよい村をつくるために、議会と執行は何をすればよいかということなんですが、それは議会と執行が切磋琢磨して、活発な議論を展開して、暮らしよい村をつくるための方策を導き出すということでしょう。そういうことではないんですか。違いますか、村長。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 早坂議員のおっしゃることについて、活発な意見をやり合いというような話がありましたけれども、お互いにこの内容について、あるいは、首長のほうから議案書を提出したその内容について、議会のほうで審議いただいて、これを内容によっては変更させたりなんかということが活発な意見交換になるということに思っております。これでお互いに何でもかんでも活発なことをやって、意見が違うようなこと、それが望ましい榛東村議会じゃないと、執行も含めたそういう内容だというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、何か勘違いしていますね。人間、活発な議論をすることによって新しいものを生み出していくわけですよ。違う意見同士の間が議論し合って、お互い欠けているところを補い合って、それで新しいものができていくわけですよ。これ、弁証法という要するに哲学の考え方なんですけれども。再度言いますが、議会と執行が要するに活発な議論をすることによって、お互いもちろんそれぞれが我を張るということじゃないですよ。それぞれお互い認め合いながら活発な議論をする、そのことによっていい方向が出されるわけですよ。そう思いませんか、村長。私の言っていること、違いますか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 早坂議員、私の言っていることもわかってもらえない。これは、議論を今までも榛東村議会でも相当やっているでしょう。やっていないということなんですか。これは早坂議員のおっしゃることと私の言っていることは、私は同じだというように思っています……

〔「ちょっと休憩」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） 今、私が答えているんですから。

○議長（南 千晴君） 発言が終わったら。

○村長（真塩 卓君） これが終わったら本当にやるなら構いませんけれども、ちゃんとそれは議会も榛東村議会も活発に意見を言いながら、そこで直すべきものは直す、あるいは否決されるかどうかわかりませんが、そういう活発な意見を出し合いながら今までもやっているとは私は自負しております。榛東村議会がそれをやっていないというのならそれは違いますけれども、この議会というのは、私も含めての答えでございます。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後2時27分休憩

---

午後2時29分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 質問する内容は同じになりますけれども、この例えば榛東村、一定の地域、こういうところをよくしようと思った場合、二元代表制によって住民から首長と、要するに議会議員は選出されているわけです。これを二元代表制と言います。そのためにこの執行と議会はどのようなことをすればいいのかということで、その答えとして、活発な議論を闘わすことが大事じゃないんですかということ聞いたわけです。それに異論があるわけですか。

〔「ちょっといいですか」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 村長。

休憩。

○村長（真塩 卓君） うん。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後2時30分休憩

---

午後2時31分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほども申し上げましたけれども、早坂議員と、例えば私個人としても、これは間違っていることを言っているということは、思っておりません。何と云っても、住民の福祉と

財産を守る、この一致の中で議会と執行部とやっていると、これはお互いにそういうことを思いながらやっているんじゃないかな。今まで一生懸命大きい声で私もつい言いましたけれども、内容的には、同じ住民を思ったことなんです。それが違う、私は、早坂議員と考えが違うとか、何も言っておりません。

〔「どうしますかね」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） もう一度言いますけれども、二元代表制という制度の中で、議会と執行は何をするのか、何をすれば住民のためになるのかということで聞いたんで、その第一歩は活発な議論をすることなんです。そういうことを確認していたんです。全然難しいことじゃないんですよ。もうそれ以上答弁してもらっても、私の質問に対する答弁はぴたっと返ってこないようですから、次に進めます。

要するに、執行と議会が活発な議論をするということは、同じ立場に立たなければできないということなんです。これ、さっき言った都道府県議会制度研究会の中間報告の中に、このように書かれています。

議会と首長との均衡ある関係の構築についての改革であると。特に、地方議会の有する監視権と行使を有効に発揮するためには、議会と市長が対等者として抑制均衡関係にあることが重要であると、つまりチェック・アンド・バランスですね。まずバランスがなくては成り立たないということです。しかし、現行制度では議会と首長の関係は著しくバランスを欠いているということなんです。ということに書かれていることは、つまり今の日本の議会制度は首長のほうに権限が余りにも偏り過ぎているということなんです。

その中で、さらに最も重要なその資料を執行のほうに握っていて議員に出さなければ、対等な議論ができるはずないでしょう。対等な議論ができないということは、村のためにならないということなんです。だから、何もその議会に調査権があって、議員個人には調査権がないから資料を出さないなんていうことにこだわるんじゃなくて、国会をはじめ多くの自治体で資料を出しているわけですから、村をよくしようと思うんならば、資料を出すということになるのが当たり前じゃないんですか。もちろん出せない事情のある資料だってあることは承知していますよ。そう思いませんか。村長。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど来言っていますけれども、議会は合議体でございます。機関と首長というのは対等で、これを住民のためにどうなったらいいかということを活発にやるということは、もちろんそのとおりでございます。それと資料との関係については、早坂議員だけの問題ではございません。議員全員にかかわることですので、村としては、各議員に対し統一した取り扱いが行わ



れるよう、他市町村の状況についても情報収集を行いたいというように思います。また、全員協議会、あるいは村議会の議会運営委員会等においても、議員各位のご意見も聞かせていただきまして、ルールづくりを行いたいというように思います。先ほど、総務課長のほうから話がありました。過去の人たちにいろいろ文書が残っておりませんでしたので、議会事務局長等に内容を調べて、平成10年、11年、その前からありましたよというような、それは申し合わせでやったというような話も聞いております。また、議会に設置されました議会の基本条例の特別委員会、これにおいてもご活発な議論をいただきたいというように私は思っております。今までの我々の執行部とすれば、それだけのことを調べた中で報告しているわけですから、このルールをこれからより現代、あるいはみんなの他の市町村とか、そういうものを調べた上で、委員長あるいは議長等のほかにどのようなものができるかということを活発に議論したらいいんじゃないかなというように思っております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） やはり都道府県議会制度研究会の中間報告の中の一文をまた読ませてもらいます。

地方議会が適正な監視機能を発揮し、政策を立案するためには、十分な情報が必要である。しかしながら現状では、地方議会が知事・執行機関と均衡・対等の立場を維持するに必要なかつ十分な情報を有しているとは言いがたいと。その是正のためには執行機関との情報の共有が必要であると。

さらに違う箇所の内容を読ませてもらいます。

現行地方自治制度における議会と首長の権限配分のあり方や議会に関する制度にもあると言える。しかし、議会と住民との関係を疎遠にしている要因はこれまでの議会運営にもあり、したがって、制度面の改革を図ることもさることながら、まずは議会がみずから議会の住民代表機能のあり方を再認識し、その機能発揮に努めることが不可欠であるというふうに書かれているわけです。

だから、ここに書かれているのはもう一般的に言って、執行と議会は差があるということなんです。なおかつ、その上において資料まで手に入手できないようになれば、全く議会としての役割が果たせなくなっちゃうわけですね。そういうことでこの問題を私は重視して、この間取り上げてきているわけです。

それで今、これからルールづくりをするというふうに言うておりましたけれども、ぜひ早急にそういうルールをつくってほしいと思います。原則、国会のようにいろいろ国益に反すること、相手国に損益を与えること、さらには、プライバシーのこと、あといろいろな事情があって出せないもの、こういうもの以外は積極的に出すような方向で検討をしてもらいたいと思います。

じゃ、そういうことでよろしいですね。そういう検討をしてもらうということでもよろしいですね。どうなんですか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、そうやったから話をさせてもらいますけれども、先ほど来、私のほうから言っているとおり、早坂議員も、我々は法令とかそういうものに従ってというようなことが、これはもう古いという、違っているというような話が前からありましたけれども、早坂議員だって自分で調べたその内容を誰がどういうことを言っているということで出してきておりますけれども、これについては、村のほうも前からのルールとしてこれがあったということがありましたけれども、今に即してこれをルールを見直すとか、そういうものを、これこそ活発に意見交換しながら、またルールづくりをしていったらいいんじゃないかなというように思います。これが村のほうから、執行部のほうから出して、これが一方的にお願いしますということでなく、議員ともその納得の上でやればいいんじゃないですか。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、次の質問に移ります。

ふるさと公園周辺の活性化についてなんですが、総合計画の中にふるさと公園をはじめ観光拠点となる観光施設の魅力を回復及び磨き上げを行い、観光資源の有効活用を図るとありますが、この間どのような計画をし、実行してきましたか。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 近年ですね、ふるさと公園、もう30年近くたっております。それで老朽化が進み、大分傷んできているため、安全点検を常に行い、傷んだ箇所を随時修繕している状況でございます。子どもたちに人気のターザンロープも現在修繕中で、今週中には修繕完成する予定でございます。また、来年度においても遊具の修繕を予定しており、子どもたちが楽しみにしている遊具を安全かつ安心して使用できるよう維持管理していきたいと考えています。

また、活性化について、ふるさと公園周辺施設活性化委員会の中で、公園や周辺施設の活性化について協議、いつもしております。直近では、ことしの6月から旧農畜産物直売所で主にパンの販売をしているNPO法人山脈に11月3日、4日とふるさと公園感謝祭を開催していただきまして、ふるさと館では芋煮の販売、また、野外ステージではバンド演奏、またはフラダンスなどの音楽イベント、そして、中庭ではキッチンフードカー、要は移動販売カーが集合して、カレーライスやチーズタルト、また焼きそば、焼きまんじゅうを販売して、何とかふるさと公園、昔のようににぎわえないかと努力しているところでございます。

また、レストガーデン、早坂議員もご存じのとおり、前はバーベキューをしていたんですが、今はしておりません。その屋根のついたサッシの入っている建物の中で体験ブースということで、アクセサリをつくったり、またその体験をさせる、ろうそくとか、そういうのも体験してもらったりして、

今努力しているところでございます。

そしてまた、ことし8月は夏まつり、早坂議員や議員の皆さん、来場いただき、産業振興課の職員に激励をしていただきまして、本当にありがとうございます。その中で、今回はザスパクサツ群馬の、本当は選手を呼びたかったんですが、選手のほうはどうしても試合があるということで、スタッフ2名来ていただきまして、キックターゲットや、あと〇×クイズをしてもらって、その中でザスパクサツも群馬の大切な観光資源というか、そういうプロスポーツとして頑張っておりますので、そういうのも榛東村ではこれから少しずつ応援していきたいなと今考えているところでございます。

それとあと、榛東村ではマジックを、要は手品ですね、手品を今一生懸命やっている若者がいます。その子呼びまして、子どもたちの前でマジックショーを披露していただいたところ、子どもからまたその親まで、そのすばらしいマジックを見て魅了されて、また見たいなというようなことで、まず来たお客さんは喜びました。また、村でそのような人材が眠っているというか、私たち役場の職員も村民もたくさんいるんですね、そういう人たちもこれからは呼んで、村の活性化、要は、ふるさと公園を昔のようによみがえらせていきたいなと思っております。ただ、お金をかければいいよということも村は考えておりません。今ある公園をいかに維持して、子どもたちに、また家族、その親の目線に立って、一生懸命考えていきたいと今思っているところでございます。議員の皆さん、協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） このふるさと公園の活性化というのは、もう言われるようになってから久しい、かなりの年月がたっているわけなんですけれども、当初つくったときには、あそこを拠点に税収を増やすんだという考えも村にはありました。でもそれどころじゃなくなっちゃったわけなんですけれども、それで、ここで私のほうからちょっと提案をしたいと思えます。

1つは、これはもう前から何度も言っていることなんですけれども、耳飾り館を有名人の耳飾りを寄附してもらって、そして一角、だから耳飾り館の教育施設としての機能は機能でちゃんとやればいと思うんですね。そのほかに耳飾り館の一角でもいいし、どこか要するに一角を使って、その有名人の方からその耳飾りを寄附してもらって、それを展示したらどうかということなんです。何でもかという、私が調べたところと言うと、耳飾り専門館というのは世界に一つなんです。そういった意味では、ある意味、それだけでもネームバリューがあるし、今ネットの時代だからそういうんでネットで流せば、もしかしたら九州、北海道からも多くの人に来てくれるかもしれないですし、とにかく一度検討してもらいたいというふうに思うんですね。

それと、ふるさと公園のほうは、今、結構ふわふわドームというのが子どもに人気があるようなんです。そういうようなものを考えると同時に、一つ簡単なことなんですけれども、絵本とかアニ

メの主人公でも、要するにその登場人物を簡単に言えばベニヤみたいにつくって、そういうのを立てたらどうですか、ちょっと小さい子のために。そうしたら、結構そういうものって小さい子というのは喜ぶもんですね。私も孫が3歳と5歳いますけれども、そういうような検討もしたらいかがというふうに思うんですね。いかがですか。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 耳飾り館の維持管理や運営につきましては、議員各位のご承認もいただき、必要十分な予算を毎年つけていただいております。昨年の議会の一般質問の際にも早坂議員さんに同じように、女優さんのイヤリングの話題を出していただいて、その際、私の答弁の中でも、早坂議員さんのその柔軟な発想については大いに参考になる部分でありましてと、ありがとうございますという答弁をさせていただいたと思います。教育委員会の中で所管する施設としての博物館に類似する施設としての耳飾り館ということを考えてときにも、なかなか女優さんのイヤリング、いろいろ面でもなかなか採集が難しい面はございますという話をさせていただいたと思うんですけれども、早坂議員さんのその柔軟な発想というのは非常に私どもも参考にして、この1年間いろいろと考えさせていただいた経緯がございます。

その中でやっぱりいろいろ考えたのは、当然、毎年イベントを工夫していくというのは毎年やっていくことですが、こちらで、榛東村で待っていて、お客さんが来るのを待っていてというスタイルというの、なかなかそれ以上のことをやっていかないとだめなのかなというふうにいろいろ考えた経緯がございます。その中でこととしたこととしては、耳飾り館、今展示してある土製耳飾りを村外に出すと。村外へ展示して、榛東村の周知、魅力の発信を図っていこうという取り組みを今年度はやっております。

その中の一つとしては、今年度7月3日から9月2日までは東京の国立博物館で開催された特別展「縄文ー1万年の美の鼓動」、これに茅野遺跡出土の土製耳飾り20点を展覧いたしました。この特別展には延べ30万人以上の来場者があって、展示を見て興味を持った方が遠方から耳飾り館をこの夏訪れるということも数回あったというふうに聞いております。またその榛東村の耳飾りは、東京の国立博物館で展示をした後に現在海を渡り、フランスのパリ日本文化会館で10月17日から12月8日まで開催されている企画展「縄文日本における美の誕生」に現在出展中でございます。このような貸し出し展示、積極的に行うことを通して、榛東村の歴史や文化、魅力を広く発信することで、村内で待っているだけではなくて、広く榛東村に関心を持つきっかけになればよいかなというふうに考えております。

また今年度につきましては、産業振興課をはじめ関係団体と連携した取り組みの一環として、春に吉岡町で開催された「花と緑のぐんまづくり2018」に耳飾り館もサブ会場として、スタンプラリーの会場として協力をいたしまして、期間中、1,000人以上の来場者があったというふうになっております。

す。

いろいろな発想をしてマンネリにならないようにやっていくことが大事なんだと。早坂議員さんのおっしゃる女優さんのイヤリングというのも、やっぱりそういうことの一環としての一つ柔軟な発想をしていけという示唆だとこちらとしては受けとめて、今後も新しい取り組み等を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 産業振興課、ふるさと公園についても、今後、ふわふわドームとか絵本、アニメの展示してということなんですが、ふわふわドームの維持管理、また、アニメとかの著作権の問題ですか、そういうのも解決しながら、また活性化委員会、また来場者からの意見を聞きながら、ふるさと公園の活性化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○13番（早坂 通君） 終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で13番早坂通議員の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、通告のありました5名の議員による一般質問を終了します。



## ◎散 会

○議長（南 千晴君） 本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第4回定例会第2日目を散会といたします。  
大変お疲れさまでした。

午後2時54分散会

平成30年第4回

榛東村議会定例会会議録

第 3 号

12月11日(火)

# 平成30年第4回榛東村議会定例会会議録第3号

---

平成30年12月11日（火曜日）

---

## 議事日程 第3号

平成30年12月11日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第83号 榛東村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 2 議案第84号 榛東村消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例の  
制定について
- 日程第 3 議案第85号 榛東村介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第86号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第 5 議案第87号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第88号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 総務産業建設常任委員会に付託の請願第1号について
- 日程第 8 文教厚生常任委員会に付託の陳情第7号について
- 日程第 9 文教厚生常任委員会に付託の陳情第8号について
- 日程第10 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第11 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第12 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第14 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
- 

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 発委第6号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を  
求める意見書の提出について

出席議員（14名）

1番	波多野 宏 美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎 一 君
5番	川 田 敏 彦 君	6番	小野関 治 義 君
7番	高 田 清 一 君	8番	清 水 健 一 君
9番	枡 井 保 夫 君	10番	小 山 久 利 君
11番	山 口 宗 一 君	12番	岸 昭 勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千 晴 君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直 美 君
総 務 課 長	清 村 昌 一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘 行 君
税 務 課 長	岩 田 彦 一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正 子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏 記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦 夫 君	会 計 課 長	浅 見 英 一 君
教 育 長	阿 佐 見 純 君	教 育 委 員 会 長	小 池 賢 一 君
		教 務 局 長	

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------



## ◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第4回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

ここで諸般の報告を行います。

本定例会において11月30日に執行から提出のあった議案第89号につきましては、12月6日、議案の撤回請求書が執行から提出されましたので、12月7日、これを許可いたしました。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。



## ◎日程第1 議案第83号 榛東村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第83号 榛東村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第83号の説明を申し上げます。

榛東村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

一部改正を行う理由は、条例で引用しております法律の改正によるものでございます。

すみません、議案書36ページ、議案参考資料は86ページになります。

87ページ、議案参考資料の87ページに新旧対照表がございます。

平成29年に学校教育法の一部が改正されまして、榛東村職員の自己啓発等休業に関する条例の条文中で引用しています学校教育法の条項ずれが生じたものを改正しようとする改正が4条第2号の部分でございます。

それから、改正後の学校教育法におきまして、実践的な職業教育を行う新たな教育機関といたしまして専門職大学、専門職短期大学及び専門職学科が創設をされました。これに伴いまして、自己啓発等休業を承認することができる要件に、第4号でございますけれども、これらに準ずるものとして任命権者が認めるものというものを加え、こちらにつきましては先ほど申しあげました専門職大学等を想定した要件を追加するというものでございます。

この一部改正条例につきましては、議案書37ページ、附則でございますけれども、改正法の施行日が31年4月1日でございますので、そちらと同様、31年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第83号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第83号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第83号 榛東村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第2 議案第84号 榛東村消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第84号 榛東村消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第84号の説明を申し上げます。

議案書38ページ、議案参考資料は88ページでございます。

昭和39年に消防組織法が改正されて、非常勤消防団員の処遇改善措置の一環として非常勤消防団員に対して退職報償金を支給することとされました。

群馬県では、係る事務を行うために、県内全市町村で構成いたします一部事務組合、群馬県消防団員報償組合が設立されて、同組合の非常勤消防団員に関する退職報償金の支給に関する条例に基づき、非常勤消防団員に対し退職報償金を支給することとされました。

この際、支給対象となります消防団員としての勤務年数は15年以上とされたため、村独自に兼務年数10年以上15年未満の消防団員に対しても退職報償金を支給することとし、榛東村消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例が昭和39年10月に制定をされました。

その後、退職報償金に関する事務は、平成2年10月1日から新たに設立されました一部事務組合、群馬県市町村総合事務組合に移管されまして、この際、対象勤務年数も5年以上に引き下げられました。この条例の実質的な効力は平成2年10月時点で失われているため、廃止をしようとするものでございます。

この廃止条例につきましては、公布の日からの施行ということでございます。

ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第84号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第84号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第84号 榛東村消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第3 議案第85号 榛東村介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第85号 榛東村介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第85号 榛東村介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては40ページからです。議案参考資料につきましては89ページからになります。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料90ページの新旧対照表をお願いします。

改正の概要は、基金として積み立てる額について、現行は歳入歳出の決算上生じた余剰金のうち2分の1以上の額とするとございますが、前年度繰越金につきましては過年度精算すべき負担金等が含まれている場合もあり、必ずしも2分の1以上の額を基金に積み立てられないことから、現状に即し、毎年度、特別会計の歳入歳出予算に定める額とすると改正をするものです。

議案書41ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ひとつお聞きします。

2分の1以上の額を積み立てるということをなくして、特別会計の歳入歳出予算に定める額ということなんですけれども、おおよその目安としては、やはり2分の1を基本的には大まかな目安として積み立てていくということによろしいですか。ともなければ、場合によっては極端な話ゼロになるということもあり得るんですか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 繰り越しできる額に応じてということになると思いますが、あらかじめ次年度に精算が見込まれる場合は、その額を除いて、その額を残して残りを基金に積み立てるというふうに積み立てたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 要するに、今私がお聞きしているのは、ここに、今までは余剰金の2分の1以上の額を積み立てることというふうになっていたわけですよね。だから、その余剰金のいわゆる

2分の1は基本的には目安として行うのか、ともなければ、極端な話が、余剰金があってもゼロになるということもあり得るのかということです。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 90ページでございますけれども、現行の決算上、剰余金が生じた場合という、決算上、剰余金という表現の仕方が、単純に歳入から歳出を引いたものという解釈もございませし、そうではなくて翌年度精算、還付するというようなものは除いたものが剰余金というふうにもどちらにも読めるということから、これまでも決算額の歳入決算額から歳出を引いた収支額というんでしょうか、その2分の1をそもそも積み立てをしていなかったということなんです。その精算払い分については除いた形でやってきているということで、今回、その2分の1というふうに改正案のほうではございませんけれども、その運用についてはこれまでどおり、翌年度に精算して国なり県なりというところに返還する部分については除いた部分の2分の1は、これまでどおり積み立てを行っていくということでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第85号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第85号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第85号 榛東村介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第86号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第86号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第86号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、説明を申し上げます。

議案書につきましては、42ページからになります。議案参考資料については91ページからです。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

改正の主な概要ですが、群馬県福祉医療制度あり方検討会において、入院時食費療養費標準負担額助成について検討されました。その結果、群馬県福祉医療費補助金交付要綱が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、在宅療養者や介護施設等の入所者との公平の観点から、重度心身障害者及び高齢重度心身障害者のうち一定の所得のある者については、それまで無料でありました入院時食事療養費の負担をお願いをするものです。ただし、住民税非課税世帯の受給者が標準負担額減額認定証を提出した場合は、現行どおり助成を継続するものでございます。

92ページ以降の新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

議案書44ページをお願いします。

附則としましては、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第86号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第86号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第86号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成12。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第5 議案第87号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第87号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第87号について説明申し上げます。

議案書は45ページ、参考資料は97ページでございます。

榛東村ふれあい館の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者につきましては、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会、指定の期間は平成31年4月1日から34年3月31日までの3年間とするものでございます。

ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第87号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第87号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第87号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第6 議案第88号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第88号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

[総務課長 清村昌一君発言]

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第88号でございます。

議案書は46ページ、参考資料は99ページでございます。

榛東村福祉センターの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者につきましては、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会、指定の期間につきましては、平成31年4月1日から34年3月31日までの3年間とするものでございます。

ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第88号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第88号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第88号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。



[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎日程第7 総務産業建設常任委員会に付託の請願第1号について

○議長（南 千晴君） 日程第7、総務産業建設常任委員会に付託の請願第1号についてを議題といたします。

過日、付託を行いました請願の審査経過及び結果について、小山総務産業建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 請願の審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成30年請願第1号。付託年月日、平成30年11月30日。件名、「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願書。

委員会の意見、12月5日、本委員会で審議した結果、地方公務員法及び地方自治法の改正による臨時・非常勤職員の地位・待遇改善という視点、及び待遇改善を行うための国における十分な財源措置を求める観点から、当該意見書を国の関係機関に提出することに賛成する。

よって、本陳情は全員賛成で採択とする。

審査結果、採択。

以上、審査の結果をご報告いたします。

○議長（南 千晴君） ただいま小山総務産業建設常任委員会委員長より、平成30年請願第1号については採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、採択に反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

平成30年請願第1号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

---

◇

## ◎日程第8 文教厚生常任委員会に付託の陳情第7号について

○議長（南 千晴君） 日程第8、文教厚生常任委員会に付託の陳情第7号についてを議題といたします。

本年第1回定例会において付託を行いました陳情の審査経過及び結果について、清水文教厚生常任委員会委員長より審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

受理番号、平成30年陳情第7号。付託年月日、平成30年3月2日。件名、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設を求める陳情。

委員会の意見、12月6日、本委員会で審議した結果、憲法で保障する国民の文化的で最低限度の生活の保障が阻害されることがあってはならないが、税の公平性やその財源が懸念されることなどから、賛成多数で趣旨採択とする。

審査結果、趣旨採択。

○議長（南 千晴君） ただいま、清水文教厚生常任委員会委員長より審査の報告がありました。

平成30年陳情第7号は、審査の結果、趣旨採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、趣旨採択に反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

平成30年陳情第7号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 賛成12。賛成多数です。

よって、本陳情は趣旨採択と決定いたしました。



## ◎日程第9 文教厚生常任委員会に付託の陳情第8号について

○議長（南 千晴君） 日程第9、文教厚生常任委員会に付託の陳情第8号についてを議題といたします。

本年第1回定例会において付託を行いました陳情の審査経過及び結果について、清水文教厚生常任委員会委員長より審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

受理番号、平成30年陳情第8号。付託年月日、平成30年3月2日。件名、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情。

委員会の意見、12月6日、本委員会で審議した結果、高齢者の生活習慣を守るため、憲法で保障する国民の文化的で最低限度の生活の保障が阻害されることがあってはならないが、本件に関しては町村議会の権限事項に属する事項であるか懸念されることなどから、全員賛成で趣旨採択とする。

審査結果、趣旨採択。

○議長（南 千晴君） ただいま、清水文教厚生常任委員会委員長より審査の報告がありました。

平成30年陳情第8号は、審査の結果、趣旨採択との報告がございました。

ここで、質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、趣旨採択に反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

平成30年陳情第8号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本陳情は趣旨採択と決定いたしました。

---

◎日程第10 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会小山久利委員長から、委員会において審査中の平成30年請願第2号について、会議規則第71条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎日程第11 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

総務産業建設常任委員会小山久利委員長から、委員会において審査中の平成29年陳情第4号について、会議規則第71条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎日程第12 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第13 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第14 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第12、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第12から日程第15までを一括議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務のうち、お手元に配付しました調査項目について閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



## ◎日程第16 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（南 千晴君） 日程第16、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

山口宗一広域議員から報告を求めます。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君登壇〕

○11番（山口宗一君） 報告いたします。

平成30年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告。

平成30年10月23日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、平成30年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催され、報告1件、議案2件が上程されました。

報告につきましては、本年6月に発生した定例水利調査中の自動車接触事故による和解及び損害賠償の額を定める専決処分について、議案につきましては、平成29年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算及び平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算についてでございます。

決算収支の状況をご説明いたします。

歳入総額は30億7,216万5,321円、歳出の総額は29億8,595万8,766円でございます。執行率は97.2%です。差額の8,620万6,555円は、形式収支額、実質収支額ですが8,620万6,555円でございます。

審査の結果は、審査に付された決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係書類と照合した結果、正確であると認められました。また、審査した予算の執行及び関連する事務の処理はおおむね適正であると認められました。

議案につきましては、両案とも慎重審議の上、原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（南 千晴君） 山口議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

ここで着座のまま暫時休憩といたします。

午前9時37分休憩

---

午前9時40分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

### ◎日程の追加

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定しました。

---

### ◎追加日程第1 発委第6号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書の提出について

○議長（南 千晴君） 追加日程第1、発委第6号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） それでは、会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書提出に係る提案理由を説明いたします。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の改正による臨時・非常勤職員の地位・待遇改善という視点、及び待遇改善を行うための国における十分な財源措置を求める観点から趣旨に賛同し、当該意見書を国の関係機関に提出するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、意見書を関係機関宛てに提出することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は意見書を提出することに決定いたしました。

---

◇

### ◎議長挨拶

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。  
ここで閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

11月30日の開会以来、本日までの12日間、5名の議員による一般質問、本年度補正予算などについて熱心な質疑、討論がなされ議決いただき、本議会が閉会できますことに対し厚く御礼申し上げます。

さて、ことしも残りわずかとなってまいりました。これから迎える平成最後の年の瀬に際し、議員各位におかれましては、健康には十分ご留意され、なお一層のご活躍をお祈りし、閉会の挨拶といたします。

---

◇

### ◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上で平成30年第4回榛東村議会定例会を閉会といたします。  
大変お疲れさまでした。

午前9時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 蜂 巢 實

榛東村議会議員 村 上 慎 一